第3回館山市議会定例会会議録

(第2号)

1　昭和６０年９月１７日（火曜日）午前１０時

1　館山市役所議場

1　出席議員　２７名

１番	神田　守隆	２番	田沢　勝信
３番	山中金治郎	４番	日下　君敏
５番	川名　正二	６番	生稲　陞
７番	榎本　春光	８番	小宮　利夫
９番	福原　勤	１０番	横溝　功
１１番	飯田　義男	１２番	石井　謀
１３番	石井　昌治	１４番	伊藤幸太郎
１５番	渡辺　昭夫	１６番	松下　正己
１７番	近藤　好雄	１９番	黒川　平治
２０番	石井　武敏	２１番	吉田勇治郎
２２番	林　豊	２３番	伊賀　多朗
２４番	流山源次郎	２５番	五十嵐　昇
２６番	石井　正	２７番	安西　益男
２８番	安澤　徳順		

1　欠席議員　なし

1　出席説明員

市長	半澤　良一	助役	小倉　澄男
収入役	山田　俊康	市長公室長	斉藤　武男
総務部長	川畑喜代志	民生部長	鈴木　力
経済部長	吉岡　政雄	水道課長	石井　敏夫
教育委員会委員長	杉村　芳枝	教育委員会教育長	福原　修

1　出席事務局職員

第１号に同じ

1　議事日程（第２号）

昭和６０年９月１７日午前１０時開議

日程第１　行政一般通告質問

開　　議　午前１０時０３分

○議長（流山源次郎君）　本日の出席議員数２７名、これより第３回市議会定例会第２日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

行政一般通告質問

○議長（流山源次郎君）　日程第１、これより通告による行政一般質問を行います。

締め切り日の９月１１日正午までに提出のありました議員、要旨及びその順序はお手元に配付のとおりであります。

これより順次質問を行います。

この際、申し上げます。通告質問者は以上のとおりであり、他に関連質問等の発言もあろうかと思いますが、本日は通告者のみといたします。

発言の方法は、最初の発言を２０分以内とし、執行当局の答弁は時間外、再質問は答弁を含めて３０分以内といたします。

これより順次発言を願います。

４番議員日下君敏君。御登壇願います。

（４番議員日下君敏君登壇）

○４番（日下君敏君）　今次定例会に提案されました議案の審議に先立ちまして、私は、当面している市政の重要問題の中でも、特に最も緊急かつ肝要と思われる６点に絞って質問いたします。半澤市長にはどうか率直、簡明なる答弁をされますよう御期待申し上げ、以下順次質問に入ります。

質問の第１点は、東京湾横断道路の建設がもたらす館山市への波及効果についてであります。

東京湾横断道の建設につきましては、当地と最も関係の深い、地元出身の衆議院議員であり、現在は大蔵政務次官の要職にある中村正三郎氏が積極的かつ精力的に各方面に働きかけていた事実は承知しているところでありまするが、いずれにしてもその建設費が来年度の政府予算に計上されることは確実になったと新聞やテレビ等で報道しておるところでございます。

私は、この横断道の完成、そして竣工の一日も早からんことを待望している一人でありますが、これに関する市長の御見解をまず承り、そして、わが館山市にどんな波及効果があるとお考えになっておられるのかについ

て質問するものであります。

波及効果と申しましても、批判的な方々はデメリットを強調するようにも聞きますが、私はメリットが極めて大きいと信じて疑わないのであります。そして、その兆しがすでにうかがわれると申しても差し支えないと思います。横断道が完成するまでの間に、それを受け入れるための道路網の完成が同時並行的に施行されるよう建設省並びに千葉県で準備が進められていると聞き及んでいるからであります。道路網の整備は陸の孤島である房総地方という身体にとって欠くべからざる栄養源を運んでくる血脈であります。横断道は待望久しい国道１２７号、１２８号バイパスの建設促進に一層の拍車がかけられることを期待させる事業であります。こういったメリット面での具体的な波及効果についての市長の御所見をお聞かせ願いたいのであります。

あわせて、市長が知り得た範囲内で結構でありますから、来年度に計上されるであろう政府の予算規模の概略、事業主体、着工年度、竣工までに要する期間と予算規模、完成予想年度等についても、そのあらましを明らかにしていただきたいと存じます。

質問の第２点は、当局が目下前向きに御努力中の駅前再開発事業の推進と地元の商店街が自主的に進めようとしている近代化計画の進展と、さらに並行して進行するであろう大型店、中央ショッピングセンターの建設との整合についてであります。

まず初めに、指摘しておかなければならないことは、その根拠となるべき法令がそれぞれ三者三様であるという点が１つ、事業主体がこれまた三者三様であるという点が１つという事実であります。したがって、その接点を見出すことの難しさがあるのではないかと考えられ、これが具体的な整合をどのように考えられておられるのかについて明らかにしていただきたいのであります。

たとえば、国道１２７号の拡幅に対する考え方の相違点や、中央ショッピングセンターと再開発事業との計画の足並みなどを含めて具体的な答弁を求めます。

一方、商調協が結審したことは新聞報道を通じて承知しているところでありますが、私が質問している中央ショッピングセンターが大型店出店の

一つでありますので、この際商調協の結審の事情と大型店の今後の見通しについての御説明をわずらわしたいのであります。

これを要するに、館山市の将来を決する大きな計画が、今まさにスタートしようとしているのだという認識に立つとき、館山市が商店の近代化と都市改造と、さらに消費革命を含めて１８０度のコペルニクス的展開を図るというときにきていると申すことができましょう。市政はまさにその竿頭に立っているといえます。

以上の認識の上に立って、ひとつ具体的にお答えくださらんことを期待し、次の質問に移ります。

第３点は、西口の土地区画整理事業の具体的な見通しについての質問であります。この問題は、６月定例会でも質問しておりますので、継続とも言えまするが、その後今日までわずかに３ヵ月しか経ておりませんが、進展状態を簡明にお聞かせ願いたいのであります。

仄聞するところによりますと、館山商工会議所が最近になってきわめて積極的にこの事業の促進に協力を惜しまないとの姿勢を示しているそうでありまするが、それが事実とすれば問題の将来にとって歓迎すべきであり、双手を上げて賛成するところであります。東口の再開発事業と、この西口の土地区画整理事業の促進にとって、商工会議所の積極的な協力は、市民のコンセンサスを得る上で大きな前進になると思われます。

そこで、西口の土地区画整理事業計画の現況、たとえば住民との合意の形成、計画内に存在する家屋の問題、排水路などについて６月から今日までの３ヵ月間にどのように進展してきたか承りたい。また商工会議所の動きを含めて今後の見通しを承りたいのであります。

次に、４番目の質問に入ります。９月１日は大正１２年の関東大震災の記念日に当たることは言うまでもありません。新聞やテレビはこの日を境にして防災について大々的にキャンペーンをしておるところであります。

ところで、私が一言申し上げたいことは、天災は防げないが人災は防止できるという一事であります。予測が可能でありながら手をこまねいていたために災害に遭い、そのために大切な生命や財産が失われることこそ人災と言わねばなりません。私はこの人災を踏まえて具体的にお聞きいたします。

市は最近になって、ここは海抜幾らですよ、という表示板をつくって電信柱等に貼付いたしました。このことは時宜を得た適切な措置であろうかと評価するものであります。

しかしながら、少なくとも北条海岸だけをとって考えますときに、もしいま高潮乃至津波が押し寄せたとしたら、どういう事態が発生するでありましょうか。船形の平野医院のある一帯は海抜の表示板によりますと５．７ｍ、まず安全地帯と言えるでありましょうが、北条海岸からただいま質問申し上げております西口の土地区画整理事業の計画区域内の一帯は、海抜わずかに１．８ｍ乃至２、３ｍに過ぎないだけに、現状では被災地になってしまうでありましょう。

これを憂慮するのあまり私は以前にも質問したことがありましたが、防潮堤の問題を取り上げざるを得ないのであります。何度も申しますように予測が十分に可能でありながら拱手傍観を続けるとするならば、それは行政の怠慢のそしりを免れなくなりましょう。それこそ人災と言わざるを得ないのではないでしょうか。

さきの防潮堤につきましては、現在平久里川の河口から北条海岸に向かって延長されつつあり、いまようやくシーサイドホテルの裏下まで完成しておりまするが、これは三軒町の下であります。また北条桟橋と汐入川河口の一帯は、すでに５０年くらい前に設けられたと思われる護岸の高さをかさ上げして高潮対策にあたっていることがわかります。

問題は、この護岸と三軒町の下の防潮堤とを結んで高潮を防止するという対策に欠けているのではないかをあえて再び指摘せざるを得ないのであります。

もとより、これは館山市の単独事業でないことは十分に承知しております。また、かつては地元の一部の方々が同意されなかったこともまた承知しております。だが現在の時点では、おのずから防災に対する認識も高まってきたことでありましょう。このことに関して地元民はもとより観光業者を初め建設省や県と協議し、一日も早く完成させるべきだと思いまするが、御所見を賜りたいのであります。

質問の第５点は、美しい自然環境を残している平砂浦海岸を含め、あの地域一帯の総合計画を策定し、もって本市観光の拠点の一つにしたらどう

かという問題の提起であります。

すでに、昭和２０年代の後半に県の手によって防風林が形成され、これが見事に成功しました。かつては動く海岸と呼ばれて一夜にして砂丘が移動する自然の猛威に対し、手の施しようがないものとあきらめていたのが、人間の英知によって防止することに成功し、いまや美しい緑の景観を誇示するまでに至っております。このことはまことに喜ばしい限りであります。昨今は海岸には浸食を防止するための防潮堤がつくられております。

フラワーラインに沿っては南房パラダイス、勤労者いこいの村、ゴルフ場と続いており、しかも市はいち早く先行投資によって土地を取得しておられます。最近は市開発公社の保有地を売却し、その土地に大規模な観光施設の建設が計画されているとも聞きます。まことに結構なことと言えましょう。ただし、南房総国定公園の区域内にあるこの一帯の観光開発には法律の規制があってなかなか思うようには進まないという事情はありましょうが、いずれにしても館山市の観光の拠点たり得る要件はここをおいてはないのではないでしょうか、私はそう思います。こういう観点に立つとき、総合計画の策定が焦眉の急であると言わざるを得ません。市長の率直なる御所見をお伺い申し上げます。

もちろん、鏡ケ浦を中心とする伝統的なと申しますか、伝統的な観光拠点をないがしろにしろというのではありません。

そこで、これに関連してお聞きいたしたいのでありますが、参考のために本年の夏の総決算とも言うべき入り込み客数をお尋ねいたしたいのであります。さらに過去にさかのぼってその数値をお聞かせ願えれば幸甚であります。

最後の質問は、市内の老朽危険校舎の解消と学区の再編についてでありますが、この問題はともすれば回避して歩もうとする傾向があるのではないかと思料するものであります。

私は、前にも指摘したことがありましたが、館山市は文化福祉都市の建設をスローガンの一つに掲げていることはまことに御同慶にたえないところでありますが、その中にあって老朽化が著しい市立神余小学校の現況を見るとき、涙を禁じ得ないのであります。学童を危険から守り、よりよい教育環境をつくってやるためにも、打開の道を探求すべきではありますま

いか、あえて私は質問するものであります。教育上の問題として複式学級がいまだに行われていることと、文化福祉都市とのスローガンの接点はどこに見い出すべきでありましょうか、今回は校舎の老朽化にウェートを置いて、複式教育の問題の答弁は求めません。また、この問題は必ず学区の再編に密接不可分でありまするが、なにとぞ前向きな、積極的な御答弁を期待して質問を終わります。御答弁によりまして再質問いたします。

（市長半澤良一君登壇）

◎市長（半澤良一君）　日下議員の御質問にお答えをいたします。

質問の第１点、東京湾横断道路の建設による館山市の波及効果についてという御質問でございますが、東京湾横断道路の建設については、新聞報道等によりますと事業主体がどうなるかは今後の課題となっているようでございますが、建設省が昭和６１年度予算の概算要求におきまして６０億円を計上するなど来年度からの着工がほぼ確実になっている現状でございまして、建設費は約１兆円、工期はおおむね１０年といわれております。

この横断道路の建設につきましては、御指摘のとおり南房総全体の発展にとりましても、また館山市の発展にとりましても画期的なものと受けとめております。

また先般、日本道路公団から東京湾横断道路が建設された場合の経済効果や環境の影響などについて中間報告の形で発表されましたが、これによりますと、全体規模での交通機能や国民総生産予測などとともに南関東にもたらす効果としては、産業の高度化と新産業軸の形成のほか横断道路によって房総地域においては通勤型住宅だけではなく、週末型あるいは半定住型住宅といった居住機能の展開が可能とした上で、南房総地域の豊かな海浜、自然資源について京浜市民の活用機会を増加させるということでございます。

これらの波及効果につきましては、いま一つ不明確ではございますが、いずれにいたしましても雇用機会の増大等が期待されるとともに、膨大な首都圏人口に対応する総合的なレクリェーションゾーンの役割が期待されているところでございます。したがいまして、今後ともこれらの影響を積極的に受けとめ国道１２７号、内房縦貫道路を初めとする道路交通体系の整備促進に努めながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

質問の第2点、駅前再開発事業と地元商店街の近代化事業と大型店出店との整合についての御質問でございますが、館山駅東口地区の市街地整備につきましてはそれぞれの街区の立地条件等により、市街地再開発事業や街路事業、その街区に合った事業手法により整備を進めていこうとするものでございます。59年度に作成されましたモデル商店街近代化基本計画書の中でもA街区については市街地再開発事業が適していると位置づけられており、他の街区についても本年度作成される実施計画の中で事業手法が決定する予定でございます。

国道127号の拡幅について、銀座商店街振興組合員を対象にアンケート調査を実施したところ、12mの拡幅22．5％、16mの拡幅36．8％、どちらとも言えないが拡幅が必要であるというのが40．7％となっており、全組合員が道路の拡幅を実施しなくてはならないということを認識をいたしております。

大型店出店の見通しにつきましては、本年5月2日商調協において大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律いわゆる大店法でございますが、その第3条の届出に基づいて結審された段階でございます。4店ともそれぞれ結審された店舗面積に合わせて現在計画変更、テナントの募集等を行っている状況でございます。今後は大店法に基づいて開店日5ヵ月前までに小売業者の届出がされることになっております。

次に、大型店出店との整合については、4店のうち館山中央ショッピングセンターが市街地再開発事業予定区域内に含まれますが、これに出店する株式会社十字屋、株式会社館山中央SCとも現在地元権利者で構成するB調査等検討委員会に一権利者として参加し、他の権利者とともに事業計画の検討などを行っております。

次に第3点、西口の区画整理事業の具体的見通しについての御質問でございますが、市といたしましては事業予定区域の60年度内の都市計画決定を目指し住民との合意形成を図っておりますが、現在六軒町第7町内会の一部の方々が自己の移転先等に対する不安感をお持ちでありますので、それを解消すべく努力しているところでございます。

また、これと並行して、土地区画整理事業予定区域を含む周辺約17㌶の地域を対象とする排水路実施設計の入札を行い、現在土質調査等に着手

しております。

次に、館山商工会議所が主催の館山駅周辺再開発問題等懇談会につきましては、本年7月17日に第1回目の会合が開かれ、その席上出席者から市街地再開発事業等の説明を市より受けたいとの意見が出されたとのことでございます。市としてはそれを受けまして8月20日開催の第2回目の懇談会の席上、関連する事業説明を行いました。市といたしましては今後この懇談会で出された意見も尊重しながら事業の早期着手に向け努力する所存でございます。

第4点、防災計画の一環としての高潮対策の問題でございますが、北条海岸の高潮防止対策につきましては、県事業としてシーサイドホテル下に昨年度から3カ年計画で防潮堤を216m築造中でございます。そのうち昨年度は90m、本年度63m、来年度63mを築造し、完了する予定となっております。これより先、汐入川河口までの間につきましては館山土木事務所とともに観光、漁協、地元の関係者等と密接な協議をしてまいりたいと考えております。

次に、第5点、観光の拠点としての平砂浦の総合計画の策定についての御質問でございますが、平砂浦地域を中心とした西岬、神戸の一帯は自然海浜等豊富な観光レクリエーション資源に恵まれた魅力ある地域であり、市といたしましても自然環境保全用地として年次的に買収し、将来にわたって自然保護に努める一方、南安房公園線道路沿いにツバキ、菜の花等の植栽を心がけ、さらに花摘み園を開設、61年春には西岬地区にテニスコートの建設を予定、この区域を中心としたフラワーフェスティバルを計画、また日本サンランド株式会社によるホテル、スカッシュ等のレジャー施設の建設計画が進められている段階でございます。このように魅力あるリゾート型レクリエーション地域として育ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

将来計画は、首都圏全域の労働力の再生産基地として、農漁業及び国定公園特別地域との調整を図りながら、現在ある観光的施設を活用し、大きな一つの公園として計画してまいりたいと考えております。

次に、夏季海水浴場の入り込み客数でございますが、これの的確な把握は困難でございますが、従来の算定方法によりますと市全体の入り込み客

数は４７万６５００人で、前年の９５．９％になっております。八幡から館山までの鏡ケ浦海水浴場の過去５年の入り込み客数は、５６年２０万６４００人、５７年１４万８１００人、５８年１７万１６００人、５９年１８万８００人、６０年１６万２３００人でございます。

次に、大きな第６点、危険校舎の解消と学区編成につきましては、教育長より答弁を申し上げます。

（教育長福原　修君登壇）

◎教育長（福原　修君）　日下議員の御質問にお答えいたします。

老朽危険校舎の解消という問題、それからもう１つは学区の再編成、これはすなわち複式学級の解消、すなわち統合という問題になろうかと思いますが、この２点につきましてはさきの６月議会でお答えをいたしたとおりでございまして、老朽危険校舎につきましては、屋根、天井の張り替え、柱の根つぎ、壁、床等の修理を行いながら、その安全性につきましては十分配慮をいたしておる次第でございます。

また、学区の再編、すなわち統合につきましては、地域住民の方々とのコンセンサスを得ながら進めていきたい、このように考えておるわけでございます。

この問題につきましては、その後地区関係者との接触を極力進めておりますが、必ずしも統合に反対する人ばかりではなく、統合に賛成する方々もおられるという感触をも得ております。今後とも御質問の趣旨を踏まえ、その解決に努める所存でございます。

以上でございます。

○４番（日下君敏君）　ほぼ御回答で了解させていただくところでございますが、いま１、２ひとつもう少し細部にわたりまして御質問いたしたいと思いますので、再質問させていただきます。

第１点の、東京湾横断道路の波及効果につきましては、前向きに受け止めるということでございますので、ひとつその回答を了とするところでございますが、やはり何といっても館山市を中心とする房総地方は陸の孤島ということでございまして、東京から距離にして１００㌔足らずでありながら車等を使いますと夏場５時間も６時間もかかるということでは何とも心細いところでございますんで、やはり道路網の整備ということが緊急な

かつ最大のものであろうと思うわけであります。幸い東京湾横断道が工事に入るに従いまして、並行的にひとつ道路網の整備ということをわが館山市の市政の重要な施策になすべきではないか、こう思うわけであります。

内房縦貫道のみならず、内陸の国道４１０号にいたしましても当然整備をされるでありましょうから、そういった道路網の整備、これについて極力ひとつ意を用いていただきたいと思うところであります。国道４１０号線は丸山町の古川の信号のある十字路あたりで１２８号に接続するというふうにも聞いておりますが、この４１０号を含めての促進、それから、このほど鋸南バイパスが５９年の１０月にルート承認をとったんで、ことしは測量と一部買収に入るということでございますと、いよいよ具体的に道路網の整備が急がれるわけでございますが、ひとつ改めてこういった４１０号の促進、あるいは内房縦貫道の促進についてひとつどのような心で臨むのかお聞きいたしたいところであります。

○経済部長（吉岡政雄君）　お答えいたします。

まず、道路網の整備でございますが、これはつい最近９月の５日でございますが、安房、君津の市町村長さん方と国会並びに建設省に陳情に行きまして、早いところやっていただきたい、このような陳情をしてきたところでございまして、安房、君津の市町村の担当者も年に何回か会合を持ちましてそれぞれの関係官庁にお願いに行っておる、１日も早く完成できるように私どもも前向きに取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○４番（日下君敏君）　国も三全総——第三次全国総合開発計画ですか——を予定して、県も定住圏構想を打ち出しております。これによりますと、安房郡市を美しい緑豊かな自然環境を生かして、安房郡市に通勤する人々の住宅をふやそう、定住圏構想を出そうという計画でございます。こういった観点から積極的に今後も道路網の整備促進にあたっていただきたいと思うところであります。

次に、第２点の駅前再開発と地元商店街近代化と大型店中央ショッピングセンターとの整合でございますが、先ほど聞きましたアンケートでございますが、これはちょっとあれですが、全組合員を対象にしてやったということの御回答でございますが、いつアンケートを実施いたしたのかとい

うことをまずちょっとお聞きしたいんでございますが……。

◎経済部長（吉岡政雄君）　アンケートをいたしましたものは２通りございまして、まず最初の調査対象といたしましたのは、これは５９年の１１月でございますが、北条小学校２年の父兄、那古小学校２年の父兄、船形小学校２年の父兄、館山小学校２年の父兄、房南中学校２年の父兄、この方々６６２件ですか、お買い物のアンケート調査をしたというのが１つ。

もう１つは、商店街近代化意識調査ということで、商店街の方々２０４名をやはり５９年の１１月に行っております。これは１９７件、回収率９６．６％という結果になっております。

◎４番（日下君敏君）　その結果によりますと、先ほど御答弁いただきました国道の拡幅でございますが、１２ｍがよろしいんじゃないかが２２．５％、１６ｍが３６．８で、どちらかわからないというんですかね、これは、そうじゃなくて、どっちでもいいということなんでしょうか、この４０．７％というのがありますが、この４０．７％についてはどういうふうに考えておられますか、市御当局は。

◎経済部長（吉岡政雄君）　お答えいたします。

どちらともいえないというのは、どっちかやってほしいということだと私ども受け止めておりますが、市といたしましてはあそこの街路は一応都市計画街路として１２ｍで設定しております。そういうわけで１２ｍでやるとするならば都市計画の変更も要らないんでございますが、１６ｍやるということになりますと、都市計画変更をしなければならない、こういうような状態になっておりますが、いずれにいたしましても地元の商店街の方々の意向を尊重いたしまして進めていきたい、このように考えております。

◎４番（日下君敏君）　１２ｍにするか、１６ｍにするか、私もこれはなかなか難しいところだと思うんですが、ただいまお聞きしましたように１２ｍが現在の都市計画で設定されている道路幅員ということなわけですね。それを例えば１６ｍにするというのは簡単にできるんでしょうか。

それと、市当局とすれば、その都市計画との関係はどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいんですが……。

◎経済部長（吉岡政雄君）　都市計画道路の変更でございますが、やはり

都市計画の変更を都市計画審議会ですか、そのようなところの席にのせていただきまして、そこで審議をしていただく。それで、やはり住民の方々がどうしてもこれはこれだけ必要なんだということがあるならば、やってできないことはないというふうに聞いております。

○4番（日下君敏君）　わかりました。

一応、やはり地元の意向を考えながら、さらに館山市のバランスをとりながらその辺は進めるべきではないかと思うんですけれども……。

いわゆる再開発地域内のA街区に中央ショッピングセンターが出店するということで、ただいまの御答弁では一権利者としてB調査検討委員会に入っておられるということですが、仄聞するところによりますと、中央ショッピングセンターの計画に市御当局が待ったをかけたというようなことを聞いたんでございますが、そういうことがあったんでしょうか。

○経済部長（吉岡政雄君）　待ったというわけではございませんが、東口の再開発をやる上におきまして、できるだけ一緒に足並みをそろえてほしい、こういうようなお願いはしてございます。

○4番（日下君敏君）　いずれにしても、先ほど言いましたように駅前再開発と近代化と大型店ということで三者三様で動きますんで、大変その辺の接点のつかみ方というのは難しいんでしょうけれども、ひとつどのように整合させていくかということを、さっきの道路も含めて、中央ショッピングセンターの問題も含めて、ひとつ御検討していただくわけでございますが、大型店につきましては先ほど商調協の結審が行われて4店が出てくるということでございますが、新聞報道等によりますと某大型店はもう出ないというような新聞報道があるんですけれども、市の方ではそういう感触なんでしょうかね。答えられる範囲で結構なんですが、どのようにお考えになっておるのか、お聞きいたしたいと思います。

○経済部長（吉岡政雄君）　新聞に出ておりましたので、初めて知ったわけでございまして、現在のところまだ全然対応しておりません。

○4番（日下君敏君）　大型店につきましては、農村、漁村地域を含めて後背地の消費人口というものは商業人口をはるかに上回っていることは事実なんです。大型店の進出を待っている人もいるということも事実だと思うんです。大型店が来ることによってよりよいものをより安くという消費

定理がもしかなうとするならば、これはこういった現実を無視することはできないと思うんです。しかしながら同時に地元とのバランスもございますから、今後もこの問題はしっかりとうちの方も見ていきたいと考えておるところでございます。

第３点の西口の土地区画整理事業でございますが、この問題はただいまの御答弁等々を聞きますと、計画は比較的順調に進行しているように見られます。今後もひとつ住民の意思を尊重しながら鋭意努力されるよう期待するところでございますが、聞きますところによりますと、商工会議所がこの問題について積極的に介入をいたすそうでございますが、市御当局は商工会議所の協力というか、こういうものをどのように受けとめておるのか御見解をお聞きしたいと思います。

◎経済部長（吉岡政雄君）　お答えいたします。

過去７月１７日に第１回が行われましたときには商工会議所のメンバーだったわけでございますが、第２回の８月２０日のときは私どもも要請されまして助役を初め私どもが参画したわけでございます。その中でいろいろと問題が出されたわけでございますが、先ほど市長御答弁申し上げましたとおり、商工会議所のその席上に出されましたいろいろな御意見等も尊重しながら、事業実施１日も早くやれるように努力していきたい、このように考えておるわけでございます。

◎４番（日下君敏君）　次の４点の海岸の防潮堤の建設でございますが、その前に表示板を今度設定なさったということ、大変いいことだと思うんですね。私、この間西ノ浜の海岸通りにおりますと海抜が２．８ｍというふうに表示されておりましたんで、見てみますと館山湾の水位から道路までどうしても２．８ｍないんだがなというふうに思っておったんでございますが、クイズではございませんが、聞くところによりますと、海抜というのは東京湾の霊岸島か、何かの平均潮位をとって、そこをゼロとして決めておるということをお聞きいたしまして、目の現実と記録の差にとまどったんでございますが、これは一応どういう目的で、どの辺を対象にして行っておるんでありましょうか。

◎民生部長（鈴木　力君）　地盤高の表示につきましては、津波対策といたしまして避難の場合の目安、あるいはまた日ごろの津波に対する立地条

件の認識等の津波防災の意識啓発、こういうことで有効ではないかというふうに考えておるわけでございますが、設置につきましては津波浸水危険地域といたしまして定めております、内湾につきましては海抜５ｍ、それからなお外海につきましては１０ｍ以下の主要道路の東電柱、あるいはまた電話柱を利用しまして市内２００ヵ所に設置したわけでございまして、海抜につきましては今お話にございましたとおり東京湾平均海面――いわゆるＴＰと申しますが、これは東京湾の平均潮位でございまして、陸地の標高の基準となっておりまして、いわゆる海抜のゼロ起点ということでございます。

それから、なお潮位の観測基準面につきましては、各地の検潮所で潮位の観測に用いる基準面で各検潮所ごとに決められておるわけでございまして、この辺につきましては館山測候所の布良におきまして検潮所がございますが、観測潮位がマイナスとならないよう検潮所井戸は十分深いところに基準面が設定されておるわけでございます。それで布良の検潮所につきましては、いわゆるＤＬ――今申し上げました検潮所の場合でございますが、ＴＰから下の１．２８４ｍですか、ここに観測基準面を設定されているということでございます。それから、なお高極潮位――これは瞬間でございますけれども、３．６２ｍ、最近５ヵ年平均といたしましての潮位は１．３３５ｍ、こういうことでございます。これは布良の検潮所の観測基準面とした場合でございまして……。なお、かつて発生いたしました最高潮位のことでございまして、堤防、護岸等の計画天端高決定上非常に重要だというふうにいわれておるわけでございます。

以上でございます。

○４番（日下君敏君）　今のお答えで、内房が５ｍ、外房が１０ｍのところを一応危険な水域といいますか、危険地域といいますか、これは何か一つの基準があるんでしょうか、内房が５ｍなんだ、外房が１０ｍなんだという――何をもとにして決めておりましょうか。

○民生部長（鈴木　力君）　この津波の危険地域ということでございますけれども、これにつきましてはかつて昭和５４年、５５年と２ヵ年にわたりまして館山市の地震対策基礎調査を行ったわけでございますが、そのときいろいろと過去の災害の面につきましての調査が行われまして、例えば

１７０３年の元禄地震におきましては、館山平野で津波の波高というものが５．６ｍに達したということでございますが、地震に伴う隆起を受ける以前の標高でございまして、そのときは実際には海抜４．６ｍの波高で浸水したといわれております。また、相浜におきましては、津波の波高が１０ｍに達した、こういうことでございまして、これはいろんな過去の古文書等からそういうふうに推察したわけでございまして、これが絶対的なものではないというふうにいわれております。

◎４番（日下君敏君）　参考までにお聞きしたいんですけれども、満潮時には水位が大体どの程度上がるんですか。

◎民生部長（鈴木　力君）　先ほど申し上げましたとおり、最近５ヵ年平均の潮位が１．３３５ｍでございます。これはいわゆる海抜ではございませんけれども、海抜にいたしますと０．５１ｍということでございます。

◎４番（日下君敏君）　今言った満潮時に高潮ないし津波が来ますと、満潮時の今言った１ｍないし１ｍ３０ですか、５０ですか、さらに満潮時の水位に高潮分が入る、加わる、というわけですね。さらに、聞くところによりますと、気圧が１㍊落ちるごとに１㌢ずつ海面が隆起するそうですが、そういったことが相乗的に作用しますと、５ｍなら大丈夫だと思っていたところがあるいは危険だというようなことも入ってこようかと思いますので、ひとつこういったことにも十分気をつけてＰＲをしていただきたいと思うわけでございます。

第４点の平砂浦につきましては、これからもひとつ大きな公園として受け入るように御努力願いたいと思うわけでございます。ただいま聞きました、入り込み客数を聞きますと鏡ヶ浦は微減しているわけですね。何とか――これことしだけじゃないわけですね。ことしは万博があったから館山方面に来なかったんじゃないかというふうに言いますが、逆にいわゆる外海の方はふえておるわけでございますので、ひとつこの辺で鏡ヶ浦を含めた抜本的な改革をしていただきたい、計画を練っていただきたいと思うわけでございます。

第５点の老朽校舎でございますが、ただいま教育長も地区関係者と接触を進めておるということでございますんで、ひとつこれから鋭意御努力願いたいんでございますが、私も実はこの間神余小学校の校庭に立ったんで

ございますけれども、あそこに行きますと古い校舎がありまして、屋根なんかも直線じゃございませんで曲がっておりまして、大変古めかしい校舎で、私の第一印象では「ああ、こういうものは残すべきだな」という気がしたです。何か明治の世界に入ったような、私も館山小学校の出身でございますが、当時私が通っていたころの校舎でございまして、こういう教育環境もよろしいんじゃないかなと思ったんですが、それは古きよき時代を思う大人のノスタルジアじゃないのかと、やはり学童にとりましては一体こういう教育がよろしいのかどうなのか。義務教育というものがより多くの人をより一定の線に上げるということになりますと、ああいう少教育のよさというものがありますが、やはり少教育のよさというのは私学の中で行われるべきことで、どうも公的教育には適さないのかなと神余小学校の校庭に立ったときに思ったわけでございますが、これからも鋭意努力していただいて住民のコンセンサスをとっていただきたいと思うわけでございます。

これで質問を終わります。

◎議長（流山源次郎君）　以上で４番議員君の質問を終わります。

次、３番議員山中金治郎君。御登壇願います。

（３番議員山中金治郎君登壇）

◎３番（山中金治郎君）　私は、発言のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました２点について暫時御質疑を申し上げたいと思います。

まず、第１点は、情報公開制度と行政改革についてであります。

情報公開制度につきましては、すでに多くの自治体において採用され、もはや地方自治体の体制となりつつある現状でありますが、当市においてはその取り組みは非常に立ちおくれていると考えられますので、私は今回の通告質問の第１にこれを取り上げ、御質問申し上げます。

情報公開制度につきましては、御承知のとおり国民の知る権利の保障として位置づけられ、行政制度の中に確立されるもので、ある団体の公開条例のモデル案には「市政に関する情報を公開し、市民の知る権利を実効あらしめることが地方自治の民主的発展に必要不可欠である」と書かれておりますが、まことにそのとおりで、１つには行政による施策判断が独善にならないため、２つには行政に対するコントロールであります。行政を公

関して公務員の違法や不正に対する防御的性格があるものと思います。

５８年５月８日の朝日新聞には中曽根首相は国や地方を問わず正しい情報が公開されることは歴史が歪曲されないためにも非常に大事であるとの基本姿勢を明らかにしており、また５６年５月に開催された情報公開制度のシンポジュームでも提言がなされ、行政機関がより積極的に情報の公開に努め、ガラス張りの行政を目指すことが緊要であるといわれております。

最近、公務員の行政権限は拡大し、予算規模も増大した結果、これを乱用したり流用したりする機会も多くなっております。当市においても倫理感の欠如と思われるものがありました。市民は強い不満、不信感を抱いております。この市政に対する不信感を回復し、市政を進展していく上からも、情報公開を制度化し、行政の公正化を期することは最も緊急事項であると考えます。現在、市において検討されている行革とあわせ、その早急な制度化を望むものであります。これに対する市長の所信をお伺いいたします。

第２として、現在市において対応されている行政改革についてお聞きいたします。

当市は、昭和３９年に行政の簡素化、合理化を目途に一切の事務手続きを改善し、当時は全国的にも先進都市として知られ、相当の成果を挙げられたと聞いておりますが、今回は国の第２次臨時行政改革推進審議会報告をもとにした自治省の地方行政改革大綱が策定され、これによって過日の総務委員会に提出された資料のとおり対応されておりますが、行革大綱の第２の地方行革の重点事項について改革、改善を要する事項につき市の行革大綱を策定し、これを公表するとされておりますが、この公表をいつごろ予定されているのかお伺いいたします。

さらに、基本的な考え方として、市の資料は、大綱第２の１の事務事業の見直しについては素通りをしているように見られます。直接市民に影響するこの事務事業の見直しの上に立たない組織の改変は単に機構いじりに終わる可能性もあります。ゆえにお伺いいたしますが、現在施行中の市条例一切を主権者である市民の立場から再検討をなし、市において求める行政手続きや書類などは極力簡素化し、最小必要限度にとどめるべきであろうと思います。よく市民の方から役所に出す書類が面倒くさくてという声

を聞くことがあります。このようなことでは市政に対する全幅の協力を得ることは難しいと思いますが、このようなことのないよう各条例を再検討し、簡素化や簡便化を図られたいと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

第3点として、地方議会の合理化については、組織、運営の合理化等について自主的に検討を進めるものとするとあります。もちろん議会として考えていくことでございましょうが、財政の極度に硬直化している当市として議員定数削減や職員給与改定にスライドしていくような議員報酬に対し市長はどのようにお考えか率直な御回答をいただきたいと思います。

次に、通告の2点目といたしまして、大型店の進出に対する市長のお考えをお伺いいたします。

大型店進出とそれに伴う地元商業者への対策については、多くの同僚議員から質疑がなされておると聞いております。先ほどの日下議員からもお伺いしておりますが、私もかつて通告でお伺いいたしましたが、たまたま商調協において審議中であり、その結審待ちであるような御答弁を記憶しております。すでに商調協の結審も出され、一応終止符が打たれましたので改めて市長の大型店に対する基本的な考え方、商調協の結審に対し商工会議所より市としての意見書が求められたと存じますので、その意見書の内容についてお伺いいたします。

当市の産業は、漁業の衰退が著しく、工業は立地条件などからその進展は望めず、わずかに今回のエヌ・エム・ビー・セミコンダクターの進出をみたのみであります。期待の観光も低迷し、関連企業も不振であります。さらに、商業は消費者のニーズの多様化や交通機関の発達などから東京、千葉、木更津への購買行動が顕在化しておりますが、これに対し中小零細企業の多い市内業者は近代化への立ちおくれや流通革命にも乗り遅れ、消費者に満足感を与えられず、これを食いとめることは難しく、商圏人口は著しく低下しており、その反面、各要素を見ても人口増加につながる要因は全く見当たらず、このまま推移していくとまことにゆゆしい時代となるのではないかと思われてなりません。これを挽回していくには消費者の指向変化や多様化に反応した店舗の近代化や専門店化、活気のある、魅力のある商店街づくりにより消費者の物心両面に与える満足感などから商圏内

消費者の購買行動の流出を止め、当市内にとどまるようにすべきで、行政もまたこれを側面から援助するための施策、特に大きな行事などにより市民の士気を高め、産業経済を発展させ、都市を活性化する産業政策として意味を持つようなものを考えるべきで、単なる補助金や既存の制度によることから脱却すべきであります。これが正しい産業重視の政策であると考えます。

このような観点から、大型店の出店は、近代化や利便性などの拠点となり得るものであり、憂慮すべきものではなく、ある程度の許容はかえって望ましいものでさえあると思われます。当市の大型店は１種は占有率６％７で最も低く、２種をあわせても２０％２で、富津、鴨川、八日市場、勝浦の次で大型店の過疎地でありますが、その過疎地に認めた大型店の進出中、１社はあまりにも少ない許容面積に出店の意欲が薄れ、オープンが危ぶまれている旨過日の地方紙で報じております。

さらに、その前日、日本経済新聞の経済ルポに「岩手県北上市が大型店いじめで墓穴」という大きな見出しで報じたものがありました。大型店さえ来なければとやっているうちに商店街の近代化が遅れ、隣村にできた大型店に消費者を奪われてしまった記事であります。当市もこのような状態にならないように市内商業者に強力な働きかけをして早急に近代化を図らなければなりません。市長はこのような状況下、大型店に対しどのような認識に立って施策を進めていくのか。また、当初申し上げた会議所から求められた意見書はどのような内容でお出しになったか、これを求められなかったならその旨御答弁いただきたいと思います。

以上で私の当初の質問を終わらせていただきます。御答弁により再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　山中金治郎議員の御質問にお答えをいたします。

第１点は、情報公開の実施及び行政改革の基本的考え方についての御質問でございますが、まず情報公開の制度についてお答えをいたしますが、御承知のとおり情報公開制度の考え方は住民参加による行政を推進するため住民共有財産としての情報を公開するという趣旨で、住民の知る権利を具体的、制度的に保障するために制度化を図ろうとするものでございます。

しかしながら、その実施にあたりましては、多額な経費を要し、公開文書の範囲や開示の方法、プライバシーの保護等、いろいろな問題点があるため、全国３２７０余の市区町村のうちわずか２０団体、都道府県でもまたわずかに６団体が実施をいたしているにすぎません。全国的にも数少ない状況であり、本県におきましても実施している自治体はございません。

当市におきましては、市政運営の状況等については絶えず広報誌にて周知されており、また直接住民に関係する情報につきましては、個人のプライバシーを除きそれぞれの窓口で可能な限り提供をいたしております。したがいまして、現在のところでは特に制度として定める考えはございませんが、今後の検討課題といたしたいと存じます。

次に、行政改革の基本的な考え方についての御質問でございますが、特に行革大綱をいつ公表できるかということでございますが、現在事務事業の見直し、給与及び民間委託等の検討を行っておりますが、この中で給与の問題については県に準じている面が相当ございますので、県の行革の動向を見ながら進めてまいりたいと考えております。県の大綱は１０月になる見込みでございますので、市の大綱策定はその後になる予定でございます。

次に、各条例を再検討し、簡素、簡便化を図られたいとのことでございますが、本市固有事務については従来から簡素合理化に努めているところでございます。また、市行政事務については国、県の委任事務が非常に多いわけでございますので、その中で申請、届出等の手続きに複雑なものがあるかと考えられますが、現在、国、県の行政改革の中でこれら委任事務処理の簡素合理化を検討しているところでございますので、これらとあわせて今後さらに必要最小限の手続きや書類の改善を図ってまいりたいと思います。

次に、議員定数の削減と議員報酬についての考え方でございますが、議員定数につきましては、地方行革の中で７項目にわたる重点事項が示されておりますが、このうち地方議会の合理化の項目では、「地方議会の議員定数の減少については、既にかなりの自主的な努力が行われているところであるが、地方行革を推進する上での議会の役割の重要性にかんがみ、地方議会においてはその権能に十分留意しつつ、組織・運営の合理化等につ

いて更に自主的に検討を進めるものとする」としております。したがいまして、議会がみずからの責任において自主的に検討すべきものと考えておりますので、市としては取り上げていないところでございます。

議員報酬につきましては、一般職の給与も含め、他の地方公共団体との均衡、物価の状況等、総合的に考慮し、あわせて特別職報酬等審議会の意見を尊重して適宜改定してまいりたいと考えております。

次に、大型店に対する市の考え方についてでございますが、まず今回の結審に対しまして意見書は求められておりません。しかし、審議の過程において市の大型店に対する基本的な考えは、駅前東口再開発事業やモデル商店街近代化事業が実施された後、さらに出店するようになるならば、大型店は単に流通だけの面からとらえるのではなく、都市計画との整合性を図られるようにとの意見を申し述べております。しかしながら、御承知のような内容の結審がなされましたので、結審内容を尊重してまいる所存でございます。市といたしましては、今後大型店の出店に際し地元商業者、出店者と十分話し合いながら、商店街の活性化のためモデル商店街近代化事業や駅前東口再開発事業等が一日も早く実施できるよう努力をしてまいりたいと思います。

答弁を終わります。

○3番（山中金治郎君）　再質問いたします。

まず、情報公開の制度の制度化でございますが、今の御答弁ですと、非常にお金がかかる、またプライバシーの保護等でいろんな問題がある、それからもう1つ全国3270余市町村のうちわずか20団体しか検討段階に入ってないということ、それと千葉県ではゼロに等しいという御答弁がありましたが、私の手元にある――過去の新聞の切り抜きをずいぶん取ってございます、情報公開について――それによりますと、58年度の実施団体は5府県と6市8町、だが62年度までには東京などの15都県が実施予定である、まだ未定のところは北海道から鹿児島まで24都道府県であるということ、また千葉県内では検討して、すでにもう検討に入った市が千葉、市川、習志野、四街道から浦安まで14市、町では下総から芝山等5町、それと村では富里、印旛ということです。ですからもうすでに市にしては14市です。ですから半数がもうこの検討段階に入っておる、進

めておるということなんです。

ですから、私は今の答弁で千葉県はゼロですよ、だから館山はまだ考えていないということではなくて、すでに国民の知る権利云々ということから地方自治体ではかなりこの問題に突っ込んで検討に入っておるわけですから、今後の検討課題にするというんではなくて、この制度化に直ちに検討に入ってもらいたい。将来ではなくて早急に検討に入ってもらいたいと思いますが、その点について御返事をお聞かせいただきたい。

○総務部長（川畑喜代志君）　情報公開につきまして御答弁申し上げます

ただいまの山中議員がおっしゃった数につきましては、私どもの持っている資料と申しますか、これはあくまでも新聞情報でございますけれども、例えば県内でいいますと、６０年４月２８日の朝日新聞でございますが、１３市町村だけ現在検討しておるということでございまして、もし山中議員おっしゃるようにそういうような多くの団体で検討しているということであれば私どもの勉強不足ということで謝らなければいかぬわけですけれども……。

先ほど、市長御答弁申し上げましたように情報公開につきましては、理念的には大変結構な制度でございますし、一部の都府県あるいは市町村においてもやっておるわけですけれども、何ぶんにもやる際にはやはり問題点が多い、克服しなければ——課題点が多いということでございますので、あまり先走り過ぎましても取り返しのつかないことでございますので、そういうことで慎重に対処していきたいということで現在のところ考えております。

大変、すばらしい制度だというふうに考えておりますので、将来的には館山市でも検討はせにゃいかぬというふうには考えておりますけれども、現在のところではすぐ早急にということでは考えておらないというところでございます。

以上です。

○３番（山中金治郎君）　私は、いまの制度はなるべく早く検討に入っていただきたいと思います。

次の、行政改革の大綱の公表はということでございますが、この点については大綱の公表は県の大綱ができてからということで、２番目の条例の

見直し云々についてもそれができてからということでございますので、了解をいたします。

ただ、次官通達のなかで、「大綱の策定にあたっては、議会はもとより民間有識者、住民の意向が十分反映されるよう配意すること」とありますので、この辺十分この意味を汲みとって御検討をお願いをいたしたいと思います。

次の、行革の3つ目の議員定数、報酬の問題でございますが、御答弁によりますと、これは議会独自の問題なので自主的に検討しなさい、市では取り上げておらないということのようでございます。私は議員報酬につきましては、非常にこれは難しい問題だと思うんですが、館山市については非常に今財政が逼迫しておるので、その辺を考えべきじゃないかと思います。この通達の中にも「議会における給与関係予算及び条例の審議に当たっては、予算に関する説明書の1つである給与費明細書をも活用して、従来にもまして十分かつ慎重に行うよう配意すること」とあります。この辺を考えて従来より慎重にしなさいよということだろうと思いますので、その辺考えるべきだと思います。

ただ、私、先ほど御答弁の中で、自主的に議会で検討すべきものだということでございますので、一つ御質問申し上げますが、60年度で市の議会事務局の職員が1名減ということになりました。私は市の執行部に対する議会側というんで、相対する立場でございますが、私は議会活動を十分になし遂げるには事務局をより充実すべきであるという考え方を前から私持っているわけです。資料一つにしましても、われわれが動きやすいようにいろんな資料の提出をお願いすることがあります。ただ、事務局の内容がスタッフが少ないためになかなか要求どおりいかないということがかなりありますので、私は行政を執行する執行部の方の流れをチェックしていくのがわれわれ議会でございますが、そのような議会のチェック機能を十分に発揮するにはやはり相当な資料が要るわけです。ですから、そのような資料を取りそろえていくにはやはりスタッフの充実も要ると思います。しかしそれが行政改革の中の合理化の波、あおりでだんだん減らされていくということになるとこれは先ほど触れました議員報酬ということにつきましてもこれはちょっと考えが違ってくるんじゃないか。われわれが独自

で資料集めに奔走しなくちゃいけない、そうでなければ完全な議会活動ができないということになるわけです。ですから、私は財政が非常に厳しいだからわれわれがやはり姿勢をただすべきじゃないかということでありますけれども、実際に市民の要望にこたえるような議会活動を完全に行うということになりますといろいろな資料が要るわけです。そうでないと行政が提示されたことをそのまま流れて通っていくわけでございますので、それでは議会としてちょっと本来の趣旨からはずれてるような気がしてならない。ですから、議会事務局をもう少し充実してほしいという考え方持っていたんです。

今度、逆に１名減ということになったんですけれども、その辺の、どうしてそういうことにしたのか。もちろんいろんな設備を整えていままでのここに座っておられる速記、書記の人が要らなくなったからということだろうと思いますけれども、それならまたほかの方で幾らもいろんな資料集めがあるわけでございますので、その辺私はちょっとひっかかる問題がこれにからんで出てきたわけですから、市長さんが議会は議会独自でという考え方あるんであれば、もっと議会事務局を私充実すべきであるという考え方、ですから事務の合理化を図らなくちゃいけないということで、行政改革のこういう指導があるんでそいつを１名減らされたのか。その辺がちょっと私にはひっかかるものがある。ですから１名減らしたというその理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○議会事務局長補佐（兵藤恭一君）　それでは、事務局の職員定数の関係につきまして私の方からお答えをいたします。

御承知のとおり、今年度から議場の環境整備ということで、従前速記者２名を配置しておりましたけれども、録音から直接会議録を作成するというようなことが実施をされたわけでございます。それに伴いまして事務局の定数を１名減じても十分対応できるというような考え方から５名ということでお願いをしたわけでございます。

以上。

○３番（山中金治郎君）　何か私ども議会の問題になっておるようでございますので、今後こういうふうな——私は議会の事務局はより充実すべきであるという考え方持っておりますので、議会の中でこの問題を話し合い

をして、予算の裏づけは執行部の方でございますので、ですから結論がもし出ましたらばひとつ市長さんの方で予算の裏づけをお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次の大型店の問題でございますが、この問題につきましては先ほど日下議員さんの方からいろいろな御質疑がありましたが、私はお伺いしたいのは、基本的なことでございますが、先ほど言いましたように、商圏人口の流出を食いとめるためには商店の近代化が必要であり、利便性などの拠点となり得る大型店はある程度私は必要であろうかと思うわけです。ですから、先ほど言いました北上市の問題につきましても、館山市と事情は違うかもわかりませんけれども、北上市に進出しようといった大型店があった、それをいろんなことで、協議会で制約をあまりにも加えたものですから、その大型店が隣の人口８０００の村へ進出をした、駐車場を１２００台も駐車できるような大きなものをつくった、そうしますとその村の商店は非常にそれに協調して繁栄をし始めた、逆に北上市の商店は４５％のお客さまを隣村にとられてしまった、商店の近代化を図るのに借金をして近代化をした、それで開店したところが以前より２０％も売り上げが減ってしまった、ですから借金も返すに返せないというようなことのようでございましたが、私はできれば商圏人口をふやすようにするにはそういう魅力のある大型店がある程度必要であろうかと思います。それとある程度協調して、地元商店が協調できればすばらしい状態になっていくんじゃないかということを考えておるわけですが、ですからその大型店そのものに対してどのようにお考えか、基本的な問題を私はお伺いしたわけですけれども、それにはちょっと答弁が触れてないように思える、その点だけひとつお伺いしたいと思います。

◎経済部長（吉岡政雄君）　お答えいたします。

大型店の出店が１万平米の床面積でもって結審されておるわけでございます。大型店に負けないようにということで、地元の館山銀座商店街振興組合は５９年度におきましてモデル近代化の基本計画ができたわけでございます。現在、６０年度におきましてはそれの実施計画というものが今作成中でございまして、大型店に負けないような魅力のある商店街をつくっていきたい、こういうことで役員初め組合員の方々が一生懸命今勉強して

いる最中でございます。

一つの例でございますが、県の方のモデル事業でございますけれども、3カ年間で約4億5000万の事業費があるわけでございます。これは地元の方々がやはり1億5000万調達しなければなりません。そういうわけで3カ年計画で1軒のお店が1年間で約25万ずつ、そういうことで3カ年間で75万を貯金しましょう、こういうような回覧板もまた要請書も出ておるようでございまして、大型店に負けないような立派な近代化された商店街作成ということで現在実施計画を検討しているところでございます。

以上でございます。

○3番（山中金治郎君）　私が今申し上げましたような、そういう心配が実現しなければ結構です。もう、私は、実施段階に入っておりますので、本当に買いやすいような店ができあがった、さあいらっしゃいと言ったときにお客さんは来なかったということでは大変なことになりますので、大至急実現をして、北上市のようなとんでもない轍を踏まないようにひとつお願いをいたして質問を終わります。

○議長（流山源次郎君）　以上で3番議員君の質問を終わります。

次に、2番議員田沢勝信君。御登壇願います。

（2番議員田沢勝信君登壇）

○2番（田沢勝信君）　私は、すでに4点にわたり質問の通告をしてありますので、その通告に従って順次御質問いたします。

まず、第1点は、義務教育における40人学級の推進についてであります。

御承知のとおり、小学校、中学校の学級編成における40人学級は行き届いた教育をという国民の要望を背景に昭和55年からスタートしております。その完了期間を昭和66年3月31日までとはしているものの制度が発足して間もなく臨調、行革によってその実現が抑制あるいは凍結され、全体的にその推進は遅らされてきました。その結果、今日なお館山市の児童、生徒にあっては40人学級の実施を見ることもなく、制度の恩恵も受けることができないままであります。

今日、児童、生徒を取り巻く教育の諸課題が大きく取り上げられ、論議

がされているわけですが、それらの教育上の諸課題の解決にあたって必要なことは、児童、生徒があらゆる意味での教育課程にあって行き届いた教育を受けることが可能となる条件整備の実現にあり、４５人学級の解消、４０人学級の早期実現は重要な課題であります。

また、４０人学級の抑制、凍結の根拠とされてきた補助金に関する行革特例法の期間が切れた今こそ、これまでの遅れた分を条件整備していく機会でもあります。同時に、この４０人学級制度発足時の３年後に見直すとした国会決議に従って、当時の１２年間計画を短縮し、昭和６６年度完了を待つまでもなく、早期に４０人学級がすべての学年にわたって実現されるよう地方自治体としての働きかけもまた論を待たない急務であろうかとも思うわけです。

それにしましても、１２年計画からいってさえ残された期間は６６年までの６年間であります。これまでの新入生から４０人学級の実施という国の方針からいえば小学校においては来年度新入生から無条件に実施が始められなければ６６年度までの完了は達成し得ず、同様に中学校においては遅くとも６４年度には無条件に実施がされなければならないわけです。したがって、館山市においても少なくとも小学校においては来年度新入生からは４０人学級の実施が行われなければならないことになるわけです。

しかし、６０年今年度がそうであったように、４０人学級の具体的推進において児童、生徒数の減少、教職員の自然減を利用して実現しようとする国の後ろ向きの方針のため、安房郡市町村においては幾つかの自治体で４０人学級の実施を見ながらも、館山市は４０人学級の学級編成区域外にされてきたという事実があります。

したがって、地方自治体としての４０人学級早期実現のための働きかけを要望しつつ、この間の経緯等を踏まえ、具体的な質問をいたします。

第１に、４０人学級の推進について、来年度新入生から無条件に実施がされていくことになるのか。あるいは児童、生徒の減少、教職員の自然減を利用しての４０人学級実施ということから、本年度同様条件が付けられ、新入生から実施というこれまでの枠組みが取り払われ、館山市において４０人学級実施が遅れることもあり得るのか。その現状についてどのように受け止めているのかまずお聞かせ願います。

第2に、仮に40人学級が来年度新入生から66年度まで順次実施されるとすればその対象となっていく学校、あるいはクラスの増加等はどのようになっていくのか、推計等がされていると思いますので、お聞かせ願います。

次に、第2点目として、地方行革について御質問いたします。

地方行革、いわゆる国が示した地方行革大綱に対する市長の対応策についてはさきの6月議会でも質問しておりますので、この議会での市長の答弁を踏まえ、その後の対応策の現状について明らかにしてほしいと思います。

さきの議会で、市長は、国の行革大綱に示された重点事項のうち、①事務事業の見直し、②給与の適正化、③民間委託の3項目を重点に調査検討していると答弁しているわけです。そして、行革推進本部原案は8月上旬ということでした。

そこで、具体的に質問いたしますが、第1に、重点項目とされた事務事業の見直し、給与の適正化、民間委託の3項目にわたる調査検討がされたと思いますが、その具体的課題は何になっているのか明らかにしてほしいと思います。

第2に、国が示した行革大綱中、給与、退職金の見直し、つまり国より高い給与、退職金は切り下げを検討しなさいという見直しについてであります。私ども館山市職員の給与、退職金について不適正だと思ったことはないわけです。私個人の主観ではなく、給与についても人勧に沿ってその基準が明らかにされ、決定額についても議会で承認してきた経過がございます。ましてや人勧の凍結、抑制が強いられている中では法に沿って人勧の完全実施をすべきだとする議会の意見書決議もされております。あるいは人勧尊重という市長自身の表明もあるわけです。給与について調査検討といわれるならば、この間の経過を踏まえ、なおかつ人勧が完全実施されない中での問題点、職員の犠牲について明らかにされ、国の法の順守ということが問われなければなりません。また、いまだ本年度人勧についての実施方向も定まらない中では、国の示した地方行革大綱でいわれるような給与、退職金の切り下げについての検討はすべきでないと思うわけですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次に、第３点目、中小零細事業所の退職金制度加入の促進についての御質問をいたします。

中小零細事業所の退職金制度加入について、市の補助制度を設けてその促進を図れないものか、この議場でも数回お願いしてまいりました。前回市長の答弁では、商工会議所での調査をもとに補助制度によって加入が促進し得るものなのかどうかさらに調査検討してみるということでございました。その際、私は退職金制度加入の促進のための補助制度を設けている自治体はすでに千葉県においても半数近くあり、しかもその補助の内容については当市では従業員数が１０人未満という事業所等も多く、退職金制度に加入できないでいるという現実を克服し得るものが必要になるということも申し上げてまいりました。

そこで、改めてお尋ねいたしますが、その後の市の調査検討についてお聞かせ願います。

最後に、第４点目として、日本電信電話会社の市道占用料金の徴収についての御質問をいたします。

この４月以降民営化された日本電信電話会社、ＮＴＴからは館山市において市条例に従って市道占用料金の徴収が可能になることになります。すでに御承知かと思われますが、幾つかの自治体では道路占用条例の新たな策定、あるいは条例の見直し等を含めて９月議会に提案されているところもございます。実は、民営化された日本電信電話会社の道路占用料金の徴収が可能となったということをきっかけに各自治体の道路占用料金徴収のあり方についてもその基準がどこにあるのかということが改めて問われております。

具体的に申し上げますと、柱１本の市道占用料金をとってみても、館山市が年間５５５円、県下の自治体の中では高い方は館山市の倍額料金がありますし、低い方では当市の半額以下という自治体があるわけです。また、ＮＴＴの道路占用に入ると思われるものの中でケーブルによる占用あるいはマンホールによる占用等も考えられますが、マンホールはどの徴収種別に入るのか、あるいはケーブルはどの徴収種別に入るのか、その基準についても統一したものが求められると思います。これらの合理的な基準を明らかにした上で当市も早急にＮＴＴの市道占用料金徴収についての具体的

な詰めに入る必要があると思うわけです。

そこで、質問するわけですが、ＮＴＴからの市道占用料金徴収についての検討はどのようになっているのか。特に基準を判断する上で、県道占用の場合等、県としても検討されていることもあろうかと思いますので、県の検討状況などもわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

以上、４点にわたり御質問いたしましたが、答弁によりまして再質問をいたします。

○議長（流山源次郎君）　午前の会議はこれにて休憩とし、午後１時再開といたします。

午前１１時４４分　休憩

午後　１時０２分　再開

○議長（流山源次郎君）　午後の出席議員数２５名、休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　田沢議員の御質問にお答えをいたします。

質問の第１点は、教育長より御答弁を申し上げます。

質問の第２点、行政改革についてでございますが、地方行革の課題として事務事業の見直し、給与の適正化、民間委託等を取り上げているがその進捗状況はどうかとの御質問でございますが、事務事業の見直しにつきましては、全庁において実施し、改善事務事業１４８件の提出がございましたが、このほとんどが内部事務に係る問題でございますので、各課のヒヤリングを実施し、各部間調整を行っているところでございます。

給与及び民間委託等の検討につきましては、それぞれの部会で国、県及び県内各市の状況と動向、本市のあり方等を検討中でございまして、具体的な措置事項の策定に至っておりません。

次に、人勧の不完全実施の中で給与等の引き下げはすべきでないと思うがという御質問でございますが、人事院勧告制度は公務員の労働基本権の制約の代償措置の一つである以上最大限の尊重を受けるべきであると考えておりますが、昭和５７年度以降の給与勧告の不完全実施は、国家財政の危機を乗り切るための行政改革の一環としてとられた措置であり、その決定に至る過程であらゆる角度から検討が慎重に行われ、可能な限りを尽く

したやむを得ない措置であったと思います。一方、地方公務員の給与は、地方公務員法に定める給与決定原則に即し、基本的には国家公務員の給与に準ずべきものであって、人事院勧告の不完全実施を根拠に国家公務員に準じない高い率の給与、退職手当等を支給することが是認されるものではないと考えております。

次に、第３点、中小零細事業所の退職金制度加入の促進についての御質問でございますが、中小企業事業団が行う中小企業退職金共済制度及び商工会議所が行う特定退職金共済制度の加入の促進につきましては、従来から商工会議所とともにこれの促進をしてきたところでございますが、本年８月館山銀座商店街振興組合の組合員を対象にアンケート調査を行ったところ、事業所１８５のうちすでに企業内退職金規程、各種特約店福祉共済制度等に加入している事業所及び雇用者のいない家族従業者のみの事業所を除くと中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度に加入できる事業所が７７、そのうち加入している事業所は４４で残り３３の事業所で加入していないと答えております。その主な理由として、加入したいが現状では困難であると答えております。

今後とも、退職金制度の加入促進につきましては、全市的に未加入者の実態を調査し、商工会議所と協力しながら対処してまいりたいと存じます。

第４点、日本電信電話会社の市道占有料の徴収についてでございますが、本年４月１日から新会社移行に伴い市道占有料を徴収することになりました。市におきましては新会社と密接な連絡をとりながら市道上の電柱及び公衆電話ボックス等の把握作業を進めており、全作業の終了は１２月を予定しております。また、県道占用料につきまして、県に照会いたしましたところ、県道上の占用物件調査はおおむね完了しており、細部の点で現在検討中である旨の回答がございました。

館山市といたしましては、県及び近隣市町村の状況を見ながら検討し、占用料の徴収をしたいと考えております。

以上、答弁を終わります。

（教育長福原　修君登壇）

○教育長（福原　修君）　お答えいたします。

御質問の４０人学級の件でございますが、これにつきましてはぜひその

実現を推進してまいる所存でございます。

学級編成に関しましては、昭和54年度公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令が改定されまして、1学級40人となっておりますが、諸般の事情によりまして経過措置がとられまして、御指摘のとおり一部を除く義務教育諸学校の定員数は45人のままになって現在に至っております。

それで、文部省は現在、来年度から40人学級の完全実施を求めておりますけれども、予算措置を伴いますものですから、大蔵省との折衝が必要になってるわけでございまして、現在、お伺いするところによりますと、大蔵省は反対であるというようなことを聞いております。

したがいまして、来年度実施されるかされないかというような御質問だったわけでございますが、現在のところわれわれの立場ではどのようにお答えするかということに困るわけでございまして、文部省としては努力する、しかし大蔵省としてはまだ予算措置を講じてない、これが現状でございまして、見通しは逆にやや暗いんじゃないかなというような気持ちを抱いております。

もし、仮に来年度から40人学級が実施されたとしたならば市内においてどうかというような御質問であったわけでございますが、神戸小学校、北条小学校、館山小学校、館野小学校は該当いたしまして、計4学級が増加される対象となるわけでございます。

いずれにいたしましても、一人一人の子供に対しきめ細やかな、しかも充実した教育活動を実現するために、40人学級の早期実施を図るべく関係諸機関に対し強く働きかけていく所存でございます。

答弁といたします。

○2番（田沢勝信君）　質問の第1点の40人学級の推進について、ただいまの教育長からの答弁でおおむね了解するわけですが、この40人学級の法案そのものは66年度に完成する、それ以外の経過措置はとられていないわけですから、いずれにしましても66年度までには完成するということになろうかと思います。その期間についてただいま教育長から関係機関にその実現に向けて働きかけていく、そういうお答えがございましたので、これは早急に働きかけを強めていただきたいというふうに思います。

これに関連しまして、来年度から４０人学級が実施された場合、４つの学校がその対象になる、特に――ここに市の「館山市教育のあらまし」の中で、学級編成の数、クラスの数、書いてございますけれども、これは昨年度ですけれども、特に私は大変だなと思うのは館山小学校、これで見ますと３年の学年が１組から５組まであってすべて４５人編成ですね、ぎりぎりの段階でやっているわけです。同じく４年生も４４名から４５名、６年生も４４名から４５名、そういう状態になっているわけです。あと北条小学校も若干数は下回りますが、やはり４５人にぎりぎりに近い数で学級編成がされております。これを見ますと、私の推測になりますけれども、来年度から４０人学級を実施した場合、確実に各年度にクラス増があると思うわけです。その辺の事情をもう少し詳しく知りたいと思いますので、来年度から実施された場合、館山小学校、北条小学校ではこの６年間でクラス増が何クラスふえていくようになるのか推計があると思うんですが、その辺の説明をお願いしたいと思うんです。

○教育長（福原　修君）　非常にお答えするには膨大な資料が必要になるわけでございますけれども、もし仮に来年度実施されたとしたならばという仮定でお答えしますが、来年度は文部省の方針ですと、学年進行といいまして来年度の新入生から実施をする、こういうような予定になっておりまして、それに従って私たちは計算をいたしておるわけでございます。

そうしますと、小学校で申しますと、今申し上げましたとおり船形小学校が２学級になります、１年生ですね。それから那古小学校が２になります。それから北条小学校が１年生が６学級になる予定でございます。館山小学校は５学級、西岬小学校は現状どおり１学級、神戸小学校は１学級のところが２学級ということになります。それから富崎小学校は１学級でございます。神余小学校は６名でございますので……。豊房小学校もやはり１学級。九重小学校は１学級。それから館野小学校がこれが２学級になります。これも予定者が４３名でございますのですれすれのところでもし４０人学級が実施されれば２学級ということになります。

中学の方を申し上げますと、１中は５学級でございます。１９５名でございます。２中が３３１名、９学級になります。それから３中が１０学級でございます。

よろしゅうございますか。以上でございます。
○２番（田沢勝信君）　私は、来年度から実施された場合、あるいはまたこれは６６年に完成するわけですから、そうなりますと当然学級数が増加するわけですね。そうしますと、この６年間の間に増加した学級編成分の教室の確保が必要になると思うんですね。その意味で６年間でふえる学級数をお聞きしたんですけれども、例えば北条小学校――ただいま説明によりますと、来年度が――実施された場合ですよ、１学級ふえていく、２年目はまた１学級増えていく、３年目はまた新たに１学級ふえていく、そういうことも考えられると思うんですね。例えば、今、北条小学校が１年生が５学級ですか、これが４０人学級の実施になりますと６学級になる、こういう推移でいくと思うんですね、６年間。
これは私の推測ですが、そうなりますと、現在北条小学校等であいている教室が、私ども聞いたところによりますと、３学級ぐらい、３教室があいているというお話も伺っているわけです。そうしますと、６年間の間でその不足分の教室の確保の何らかの対策が必要になるかというふうに思うわけです。これは北条小学校だけじゃなくて同じく館山小学校等についてもいえるんじゃないかというふうに思うわけです。その辺の事情について聞いているんですが、あくまでも私、今、推測の上で質問していますから、現実の推計ではどういうふうになっていくのかお聞かせ願いたいと思うんですよ。
○教育長（福原　修君）　生徒数は次第次第に減りつつあるというのが小学校においては現実でございます。でありますので、４０人学級がもし実施されないとすればそれほど大きな問題は起きてこない、このように実は考えておるわけでございます。もし、４０人学級が実施されるとすれば、御指摘のとおり教室が不足してまいりますけれども、いろいろと考えてみますと、４３人で２学級になりますと、２１人と２２人になりますが、４０人ぴたっとあるわけじゃございませんで、いろいろな工夫も考えていかなきゃならない。もし新たに教室をつくるとすれば膨大な経費がかかるものでございますから、この辺は慎重に考えていかなきゃいけないと思っています。と同時に、また、つくりました、しばらくして今度学級数が減るようになるという場合も、将来の見通しも立てておかなければいけないも

のでございますから、そういう点も配慮しながら慎重に計画を立てていく所存でございます。

以上でございます。

○2番（田沢勝信君）　今年度生まれた子供を含めて、6歳から入学になるわけですから、大まかな人口調査の中でのクラスの数というんですか、予測可能だと思うんですね。それは現在把握しておりませんか。

○教育長（福原　修君）　66年度ごろまでの数は大体調査してございます。でございますから、それに基づいてこれからいろいろと考えていかなければならない。40人学級は率直に言いまして来年度の見通しはっきりつかないものでございますから、はっきり法律上出てきましたならば、来年度実施されるとしても学年進行でいくだろう、こういう見通し立てておりますので、61年度の新入生だけになるだろうということを考えておりますものですから、それからでもいろいろと検討を加えていきたい、このように考えております。

○2番（田沢勝信君）　40人学級の推進については、何よりも来年度実施される、そのことが大事ですから、現在のところ文部省としては学年進行という形でやりたい、そういう形で予算も概算要求やっているようですから、教育長さんとしてもぜひこの実現がされるように関係機関に働きかけてほしいと思います。

それで、再質問の2点目に移ります。

先ほど、私が、人勧が完全実施されていないし、また今年度の人勧も実施の見通しが立っていない段階で給与の見直しはすべきじゃないんじゃないかというお話をしましたところ、市長さんから、国より高い給与は是認されないんだ、そういうお話でございますね。私は、そもそもこの行革大綱そのものは助言であるという前提がございましたね。もう1つは、市職員の給与については原則的には各自治体が人勧に沿ってきめる、そういうふうになっているわけですね。そういう関係から見れば国よりも幾らか高いかもわかりませんが、この給与が是認されないんだ、そういう根拠はないと思うんですね。その辺について市長さんから再度お答え願いたいと思うんです。

○市長（半澤良一君）　公務員の給与は、地方公務員法に定められる給与

の決定原則というものがあるわけですから、国家公務員、他の地方公務員、あるいは民間給与ベース、そういうものを勘案して決めなさいということになっているわけでございますので、あくまでもやはり国家公務員の給与というのが一つの基準になって――自主的にもちろんその市町村が決めるものではありますけれども、一つの基準になることは否めない事実だろうというふうに思います。

○2番（田沢勝信君）　確かに、私も基準になっていることは認めるわけです。しかし、それが不適正だとは言えないと思うんですね。時代によっては人材確保、そういうあらゆる各面からみて幾らか高くなる場合もあるわけです。

ただいま、市長さんの見解によりますと、それじゃ今まで市長さんが提案してきた市の職員の給与、あるいはまた給与条例、そういうことが不適正だったということになりかねないわけですね。市長さんみずからが提案してきたことが不適正だったんですかね。私はそういうふうな認識は持ってないわけですよ。市長さんが今回不適正だということなんで私は理解ができないわけですが、今までの市長さんの見解を変えて不適正だというふうにおっしゃっているわけですか。

○市長（半澤良一君）　どうも不適正であったかどうかということになると大変困るんでございますが、やはり他の地方公共団体等も考えなければいけないわけですから、バランスの上で決めてきたわけでございますので、決めたこと自体は不適正ではなかったと思っております。

○2番（田沢勝信君）　非常にわからない答弁なんですが、決めてきたことは適正だけれども、他の自治体と比べてみて不適正があるかもしれない、そういうお話なんですが、非常に私は理解ができません。これはずっと平行線になるかと思います。

ただ、1つ私の方からお願いしたいと思うんですが、現在給与の切り下げの見直し、そういうことが検討されていると思いますが、これは退職金とも非常に関連する問題だと思うんですね。また、退職金等の問題考えますと、これは事務組合の方でやってますから非常にほかの自治体とも関連するわけです。当然そういうふうになりますと、今年度の人勧がどういうふうになるのか、その動向を見極めないと切り下げるかどうかという検討

はできないと思うんですね。私はそういうふうに思うわけです。ところが行革大綱の館山市の大綱、これは先ほど話ございましたけれども、人勧の見通しが立つ前に出される可能性もあるんじゃないだろうか、そういう予測もできるわけですね。館山市の場合は昨年12月ですか、実施されましたけれども、少なくとも私はこの見直しがされる時期が市の職員の給与がどうなるのか、その決定があってからでも遅くない、そういうふうに思うわけです。したがって、この給与の見直し、退職金の見直し、それに関しては市の職員の今年度の額が決まってからでも遅くないんじゃないか。したがってそれ以前に市の行革大綱を公表しようとするんであればそれから除くべきじゃないか、そういうふうに思いますが、市長さんいかがですか。

○市長（半澤良一君）　ちょっと御理解しにくい点もあったんですが、現在給与の問題については検討中でございますので、はっきりしたお答えはできませんけれども、当然やはり人勧が出れば、その人勧に沿ったベースアップをさらに――たとえ、その前に出してあったとしても、それに沿った改定を行うべきだと考えております。

○2番（田沢勝信君）　ぜひ、給与の問題については、非常に大きな問題になろうかと思いますので、この件に関しましては慎重に取り扱っていただきたい、そういうお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、時間もございませんから、質問の3点目に移ります。

先ほど、振興組合の組合員を対象にして調査された結果について報告がありました。加盟できる組合数77中44が現在入っていて、33が未加盟、この33の事業所について退職金共済加入制度に入るというのは非常に困難がある、そういう答弁だったと思いますが、実は先ほど私1回目の質問の中で申し上げましたが、非常に館山市の場合は10人未満の事業所が多いわけです。したがって、こういう事業所が退職金制度に加入するためにはそれに沿った市の補助制度が必要かというふうに思うわけです。今後全市的な調査をするということでございますので、この退職金共済に加入できない原因をきちんとつかんでそれを克服できる政策的な内容の検討が必要になるんではないか、そういうふうに思うわけです。今後、調査されると思いますが、その辺を十分考えた調査をしていただきたい、そういうふうに考えます。

それと、今後、再度全市的な調査を行うということなので、もう１点だけこれに関連してお願いしたいと思いますが、実はこの調査の対象の中にはパートタイマーは入っていないと思うんですね。ところが、館山市の最近の雇用状態を見てみますと、非常にパートタイマーがふえてきております。ところが、ここに——これは退職金共済の出したパンフレットなんですが、このパンフレットを見てみますと、パートは入れなくていいですよと、あえてそういう説明が入っているんですね。したがって、事業所の方もこれは多分見ておられると思うんですね。ところが、パートの方は入れなくていいという項目があるもんですからパートは意図的に入れていないと思うんです。ほとんどパートの場合は入ってないと思うんです。ところが、パートの場合も雇用形態を見てみますと、実際に３時間、４時間というのは少なくて、今まで正規の職員がやっていた仕事をパートでやっている、したがって勤務時間についても非常に週２２時間は超えている、そういうふうに思うんです。

そういう意味から言いますと、私はこの退職金の加入問題についてはパートで働いている人も対象にしてぜひ調査をお願いできないかというふうに思うわけです。結構大きな１００人、１５０人の事業所の中でもパートを雇っていて一切退職金制度がない、そういう事業所が結構ございます。ぜひこの中退金、あるいは特定退職金共済、この加入促進にあたってはそういうパートの方も対象にしてぜひ調査を進めていただきたい、そういうふうに思うわけです。

特に、パートの退職金問題については大阪の摂津市でパートだけを対象にして、週２２時間以上働いている方を対象にして、市が共済組合の団体になって加入をさせていく、そういう条例もつくられておりますので、ぜひそれらも検討してその対象の中にパートの従業員等も加入できるような方向の調査を行っていただきたい、そういう要望をしておきます。

最後に、ＮＴＴの市道の占有料の問題なんですが、料金については今後近隣市町村をみて検討していくということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、関連して質問したいんですが、各自治体の道路占用料の現状を見てみますと、これは電柱なんですが、昨年までの統計なんですが、習志野で１本１１６０円、多分習志野では９月議会で１４

００円を超えた条例の改定で提案されるというふうに聞いてますからそういうふうになるかと思うんです。ところが、安い方になりますと、四街道で電柱１本が１２０円、そういう現状があるわけです。非常に占用料の額の決定についてはアンバランスがある。私は占用料の額について１つの考え方があろうかと思うんです。例えば館山市の場合は５５５円ですから、５５５円にした考え方があろうかと思うんです。今後占用料——ＮＴＴとか東電だとか非常に営業活動に使う占用がふえていくわけですが、決して小さい企業じゃないですね。言ってみれば独占体の企業ですね。しかも経営内容からいっても年間４０００億超えるような利益がある企業なわけです。こういうことを相手にしているわけですから、当然占用料のあり方、問題になっていくと思うんです。そういうことで基準がどの辺にあるのか考え方の問題としてお聞かせ願えればと思うんです。

○経済部長（吉岡政雄君）　お答えいたします。

先ほど、市長より御答弁申し上げましたとおり、私ども市といたしましては県並びに近隣市町村の状況等を検討しながらいただけるものは十分にいただきたい、こういう考え方を持っております。

○２番（田沢勝信君）　この占用料の額ですね、決定するときに考え方があると思うんですよ、基準を設定する考え方が。近隣にあわせて平均を取るという意味じゃなくて、考え方があろうかと思うんですが、それを聞いているわけですが……。

○経済部長（吉岡政雄君）　現在、私どもは電柱の数とか、いろいろなことを電電公社と検討している最中でございますので、それとあわせながら担当課の方でできるだけたくさんいただけるように努力していきたい、このように考えております。

○議長（流山源次郎君）　以上で２番議員君の質問を終わります。

次に、２０番議員石井武敏君。御登壇願います。

（２０番議員石井武敏君登壇）

○２０番（石井武敏君）　御質問申し上げます。

私は、かねて通告してありました次の７点にわたって質問をいたします。

まず第１点は、乳幼児定期検診における眼科検診の実施はできないかどうか。２点目は、高年者採用の事業所における特別優遇措置を採用できな

いか。3点目は、高齢者に対する生活資金の貸し付け制度はできないか。4点目は、各小、中学校に学習田を取り入れてはどうか。5点目は、小、中学校に年々増加する空き教室をランチルームに改造できないか。6点目は、各校に天体望遠鏡の設置をしたらどうか。7点目は、教育問題協議会を設置できないか、等々であります。

まず、第1点の乳幼児の定期検診における眼科検診の実施はできないかという問題でありますが、これは最近特に乳幼児の視力が落ちてきたというような傾向があります。それでこれがもとで幼児の遠視やあるいは乱視が病因となりまして弱視につながっていくという結果が非常に多く出ているということを聞いております。これは非常に大きな問題でありまして、近視以上の重大な問題であります。そして、これらは可能な限り早目に検診を行い発見し治療にあたらないと手遅れになって治りにくくなるという性質のものであります。

当市におきましては、昭和53年から1歳半児の検診を実施しております。これは内科と歯科でありまして、内科は体格、栄養状態、骨の仕組み、形態異常、皮膚疾患、胸部、心雑音、腹部などです。それらを検診しているわけであります。それと歯科全般ということになっております。目の検診については母親の観察による問診に限られております。しかし、目は日常の観察では非常に難しくて、やはり専門的な知識や判断によらなくてはならない点が多いわけであります。そこで、この目の検診をきちんと検査項目に入れまして取り上げる必要がぜひあるのではないかというように考えます。

この施策の実施の方法としましては、1、対象としては1歳6ヵ月の検診児とする、2、方法としては眼科専門医がペンライトを用いて眼位、また眼球運動、そして外眼部の検査を行う、3、指導の方法としては眼科医の指導によってつくった子供の目を守るためのパンフレットを用いて指導する、等々の方法が考えられるわけでありますが、このように行政の中で取り上げていくことが肝要であろうと思われますが、この点につきまして市長の御所見を承りたいというように思います。

次に、高齢者に対する生活資金の貸し付け制度はできないかという質問でありますが、これは高齢者の福祉対策としての施策であります。固定資

産はあるけれども、生活に困窮している老人を見かけます。そして、これらの老人の対策としては老人が死亡後に固定資産の中から差し引く形で生活資金を貸し付ける制度を創設できないかというように私は思うわけであります。

子供が親元から離れまして、また老夫婦もしくは老人の１人暮らしになった場合に住んでいる家、屋敷があるのに生活に困窮する場合を多く見かけます。これは生活保護に該当できなかったり、あるいは病気になって入院しても医療の保護が受けられない例が多いわけでありますので、こうした人たちを救済するために固定資産の価値を活用して生活費を援助する必要があるように思われます。市中銀行等では利息が高いので、これを行政の面から福祉対策の一環として取り上げたらどうかというように思うわけです。この点につきましてどのように考えられますか、お答えいただきたいというように思います。

次に、高齢者採用の事業所に特別優遇措置を採用できないかという問題でありますが、近年高齢者数の急速な伸びによりまして高齢化社会がますます発展してきている状況は御承知のとおりであります。その反面景気はあんまり芳しくなくて、景気回復の見通しも明るいものではありません。そうした状況の中で失業者は年々ふえているようであります。このような社会の経済状況を背景にしまして、中高年齢の層の就職は困難を極めております。

当市の人口は、昭和６０年の８月をもちまして５万５５７４名、６０歳以上の人口は１万２１２７人、６５歳以上の人口は８７２４人、この中で再就職を希望している方が大勢いますが、職安へ行っても職安の条件はほとんど５０歳以下であります。国では身体障害者には障害者雇用促進法によりまして、法律で雇用が義務づけられております。また、中高年齢者の雇用促進法もありますが、これは特別法でありまして条件が厳しくて該当する事業種も制限があり、雇用した事業所に必ずしも恩典があるとは言えないわけであります。

そこで、自治体が率先しまして、高齢者を雇用した事業所には奨励金を給付したり、市が窓口になっている小口の融資の条件の緩和を図る等々、優遇措置を講じたらよいと思うのですが、市長のお考えを伺いたいと思い

ます。

次に、各小、中学校に学習田を取り入れたらどうかという質問でありますが、最近は小、中学生の教育の中で大きな問題の1つに、お金さえあれば何でも物が買えて手に入れることができるという気風が強くなってきておりまして、物を育てる、物を大切にするということが失われつつあるといわれております。そこで、休耕田その他を市が適切な価格で借り上げまして、各小、中学校における学習のための実習田として採用したらどうかというように思うわけであります。

一部の学校ではすでに実施をしているようでありますが、その結果としては次のような成果が認められます。1、野外に出てのびのびと苗や種を植えることにより、夏や秋に花が咲き、実となることへの希望を持つことができ、また働くことの尊さを学ぶことができる。2、立派に収穫するためには常によく観察し、真心の手入れをしなければならないという観察力を身につける。3、共同作業の中から協調性を学ぶ。4、収穫の喜びとともに自分でつくったものを口にしたとき作物への感謝がわく。5、作物が実っていく過程を知ることができる、などの教育の効果が認められるわけでありますが、特に市街地区域に居住する生徒にとってこうした施策はより望ましいと思うのであります。この点につきまして当局のお考えをお答え願いたいというように考えます。

次に、小、中学校に年々増加する空き教室をランチルームにできないかという質問でありますが、空き教室の利用法としましては、1、特別教育への転用、2、会議室への転用、3、地域への開放等々が考えられますが、これに加えましてランチルームへの転用ができないかというように思うものであります。

現在では、物資も豊かになりまして栄養の面からもそれらは十分に満たされております。しかし、食事の時間の豊かな過ごし方、またマナーの情緒の面では必ずしも十分とはいえないと思うのであります。そこで、無味乾燥な教室を明るく広々とした食堂に衣替えをさせて、ゆとりのある教育の場としたらいいと思うのですが、この件に関する当局の考え方をお伺いしたいというように考える次第であります。

次に、各学校に天体望遠鏡の設置はできないかという質問でありますが、

社会の進展に伴いまして教育文化に対する市民の要求が高まっている昨今でありますが、教育を通じて時代にふさわしい人間の形成が推進できるような施策を講じていかなければならないと思うのであります。私は小学校や中学校の生徒に宇宙への関心を持たせることは時代にふさわしい人間形成の上からも大切なことであろうと考えます。

今回、開催されまして成功裏に幕を閉じました筑波科学博の中で宇宙と科学といった分野に関心を寄せる学童が多いことをみましても、こうした点の需要が多いことがデータの上からも示されております。来年早々にはハレー彗星が観測できるというわけで一般的にも宇宙に注目が寄せられています。ぜひこうした機会に各学校に天体望遠鏡を設置をしまして、大いに利用させて、少年の心を広大じん遠な宇宙の美しい世界に開き、豊かな情操を養うことは有意義なことであろうと考えられるのでありますが、この点どのように考えられますか、御答弁をいただきたいと思うのであります。

最後に、自治体に教育問題協議会を設置できないかという質問でありますが、この点に関しましては、教育行政が地域住民と直接結びついて運営される体制が必要であろうというように思います。このためには市の教育委員会が地域住民と協力できるようにしなければならないと思うわけであります。そこで、教育委員会がその教育計画を審議するにあたりまして、次の構成による審議機関、仮称教育問題協議会の設置を提案するものであります。

この審議会機関は、校長の代表、教職員組合などの教職員集団の代表、それとＰＴＡなどに参加する親の集団の代表、また一般地域住民の代表及び学識経験者をもって構成をし、地域の教育計画の基本的な事項につきまして審議をし、研究、協議をしたら一層の効果が上がるのではないかというように考えるわけでありますので、この点につきまして当局の基本的な考え方をぜひお伺いしたいというように考える次第であります。

以上、御質問申し上げます。また、細部にわたりましては、再質問で行いたいと思います。よろしくお願いします。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　石井武敏議員の御質問にお答えいたします。

第1点、乳幼児定期検診における眼科検診の実施はできないかという御質問でございますが、当市におきましては昭和52年6月厚生省児童家庭局長通知、1歳6ヵ月児健康審査実施要綱に基づき、医師、歯科医師、保健婦、看護婦等により昭和53年度からこの検診を実施しております。乳児初期の身体発育、精神発達の面で歩行、言語等発達の標識が容易に得られるこの時期において健康審査を実施し、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等、障害を持った児童を早期発見し、適切な指導を行い、生活習慣の自立、虫歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を積極的に行っているところでございます。

さて、御質問は1歳6ヵ月健康審査時に一般健康審査及び歯科健康審査に加え、眼科検診も含めてはとの御意見かと存じますが、本健康審査を初め各種検診はいわゆるスクリーニング方式で実施されているわけでございます。つまり保健婦による問診及び内科医、歯科医による診察等により対象児の振り分けを行い、疾病の早期発見、早期治療及び適切な指導助言を行い、幼児の健康の保持、増進を図るものでございます。今後、御質問の趣旨を十分尊重しながら、特に目の疾病予防に対するPRにつきましては母子手帳交付の際、また家庭訪問等のあらゆる機会をとらえ積極的に推進してまいりたいと存じます。

次に、高齢者に対する生活資金貸し付け制度はできないかという御質問でございましたが、所有する固定資産を担保として生活資金を貸し付ける制度は考えられないかという内容でございますが、土地家屋等資産活用のあり方につきましては、本年1月国に設置されました生活保護制度運営研究会におきまして検討中でございますので、その結論をまって必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、現行制度におきまして、自分の住む家、屋敷があるということが理由で保護非該当になるということはございません。

次に、高齢者採用の事業所に特別優遇措置を採用できないかという御質問でございますが、国において雇用保険法に基づく特定求職者雇用開発助成金、定年退職者等雇用促進助成金等、高年齢者を雇用する事業主に対して各種の有利な助成制度がございますので、この制度の一層の活用を図ることといたしまして、市といたしましては特に高年齢者採用事業所に対す

る特別な優遇措置を現在は考えておりません。

次に、第4点以下第7点までは教育長より御答弁をいたします。

（教育長福原　修君登壇）

○教育長（福原　修君）　石井武敏議員の御質問にお答えいたします。

第4点の、小、中学校に学習田を取り入れてはどうか、こういう御質問でございますが、現在市内小、中学校におきまして、規模の大小はありますが、自然との触れ合い、育てつくり収穫の喜びの勤労体験学習として、ＰＴＡ等の協力を得ながら学習田による水稲栽培や学校菜園としてサツマイモ、ジャガイモ等の栽培をし、それぞれ教育成果を上げておるわけでございます。

御指摘の土地を借り上げによる学習田を取り入れてはどうかというようなことでございますが、この問題につきましては、各学校の教育課程の編成につきましてはそれぞれ各学校の実態に応じ、実情に応じ、学校長の裁量に任しておりますものでありますので、今後ともそのように推進するよう指導しながら進めていきたい、こう考えているわけでございます。

次に、第5の小、中学校に年々増加する空き教室をランチルームに改造はできないか、こういう御質問でございますが、該当校それぞれ、空き教室あります学校におきましてはそれぞれいろいろな目的に現在空き教室を利用しております。ランチルームへの改造は現在のところ考えておりません。

その理由でございますが、鉄筋コンクリートづくりの場合、壁は間仕切りだけでなく耐震上、耐力壁として配置になっておりますので、それを取り除き改造しますことは構造上種々の問題が生じますし、また多額の工事費用を必要といたしますので、改造は考えておらないわけでございます。

第6の、各校に天体望遠鏡の設置をしたらどうか、こういう御質問でございますが、ハレー彗星の観測に伴いこの機会に児童、生徒の興味、関心を高め、天体観測をさせたいとのことにつきまして全く同感でございます。

そこで、各校に天体望遠鏡の設置ということでございますが、現在教育センターに教育機材の集中管理方式により管理され、必要に応じて貸し出し利用されております。

昭和47年当時、各校の天体望遠鏡につきましては理科の教育課程の改

定、学習が夜間である困難さ、視聴覚教育の進展から、新しい天文教材の開発等により理科学習の内容からはずされた次第でございます。したがいまして、天体観測につきましては現在各校は夏休みを利用してのサマースクール、親子天文教室、少年天文教室を開催し、今年の夏も６校、約５５０名の参加で天体望遠鏡を使い観測は行いました。

今後、教育委員会といたしましても、これを機会にハレー彗星の観測について各校に啓蒙していきたい、このように考えておるわけでございます。

７の、教育問題協議会を設置したらどうかという御質問でございますが本市におきましては教育委員会の諮問機関といたしまして館山市教育問題研究会、幼稚園問題研究会を市内幼、小、中学校の園長や校長、教頭、教員から構成メンバーを委員として委嘱し、当面する市の教育問題につき調査研究を行い、答申を受けておるわけでございます。このほか、館山市ＰＴＡ連絡協議会や館山市子供会育成連絡協議会、あるいは館山市小、中学校長会、あるいは教頭会、あるいは館山市教育研究会、等々関係諸機関との連携のもと教育行政を推進しております。現在、国レベルにおきましても臨時教育審議会等の動きもあり、その推進を見守りながら今後とも地域住民とのコンセンサスを図りつつ、その期待にこたえられる教育行政実現に向けて努力する所存でございます。

したがいまして、御指摘の教育問題協議会の組織化につきましては、今後の教育情勢の推移を見ながら考えてまいりたい、こう思う所存でございます。

以上で答弁といたします。

○２０番（石井武敏君）　ただいま御答弁をいただいたわけでございますが、何点か再質問して、またぜひ推進をしていただきたい施策の要望もありますので、そうした要望を踏まえまして御質問申し上げていきたいというように考えます。

まず、乳幼児の眼科検診でございます。御答弁によりますと、本市におきましてはスクリーニング方式ですか、これを実施しておりまして、保健婦による問診、あるいは内科、歯科医による診断、そして問題児を振り分けていくという操作をやっているということで御答弁いただいたんでありますが、１歳半児の当市で行っております健康診断の問診表というのが私

の今手元にありまして、これによりますと当市の検診のやり方はあくまでもスクリーニング方式でいわゆる問題児を振り分けていくという方式で、問題のあった人だけを見ていくというような方式だと思います。

それによりますと、目の部分を見ますと、ここに問診表がありますが、例えば「目つきがおかしいという心配ありませんか。ない、ある」これに母親が丸を付けるわけでございまして、母親が確認できない場合、「ない」というところに付けた場合には、これは全然診察をしないわけでありまして、明らかに母親が何かちょっと目がおかしいとわかった場合、「ある」というところに付けた場合に初めて診察が行われるわけであります。

あくまでも当市で行っているのはこれは母親の判断による病気の発見といいますか、そういうスクリーニング方式でありますので、私もさまざまな眼科に、目の問題に対しまして、目のあたりにした問題があるんですが、１歳半のこの検診にひっかからないで、母親が気づかないで３歳児になってしまった。そのときに検診をしたけれどもすでに間に合わなくて、今非常に度の厚い眼鏡をかけているという子供を何人か知っております。非常にこれは身近な例を見ましても素人では見分けが非常につきにくいという難点があるわけでございます。そこで、ぜひとも私は目の検診はやっていただきたいというように考えているわけであります。あくまでも、問診という方式では非常に判断が難しいわけでありますので、ぜひ専門医の診断が必要だろうと思います。

御答弁の中に、こうした問診の際の誤診を避けるためにＰＲをしていくという市長答弁が今ありました。この答弁をもう１度繰り返しますと、母子手帳の交付の際にこれをＰＲをする、いわゆる早く発見できるようなＰＲをする、また家庭訪問をしていく、この２つに分けて今答弁があったというように記憶しておりますが、これはどういうことなんでしょうか、もう少し具体的にしておいていただきたいというように思いますが……。

◎民生部長（鈴木　力君）　１歳６ヵ月検診におきますいわゆる眼科の関係でございますけれども、現在の１・６検診におきましては、いわゆる一般検診これが主体となっております。それに加えまして歯科医による虫歯の検診が行われております。

この眼科の検診につきましては、やはり集団検診におきましてその異常

を発見するというのは難しいんだというふうにいわれておりますが、その1つは、1歳6ヵ月程度の発育時期にございます幼児につきましてはなかなか検査の結果、斜視とかあるいは遠視、そういうものの異常の発見というものが非常に難しいということでございまして、現在県下におきましても特に眼科の検診を1歳6ヵ月検診では取り上げているところはないというふうに聞いておりますが、ただ、最近やはり御指摘のように子供におきまして遠視とか、斜視、そういう児童が多いというふうにいわれておりますので、これは医師会の方からも最近提案ございますので、集団検診の形でなくとも施設検診、いわゆる専門医による病院、医院での検診ということもこれから1つの研究課題ということで検討させていただきたいと思うわけでございます。

ただいまのPR、あるいは家庭訪問時における機会に、幼児に対する目の疾病予防につきましては、保健婦から各保護者に対しまして異常が現在あるかないか、あるとするならば直ちに専門医に見てもらうような指導、そういったこと、あるいはまた保健婦が乳幼児の家庭訪問をいたしました際に、そういう機会には具体的な指導をいたしたい、このように考えておるわけでございます。

○20番（石井武敏君）　ただいまの部長答弁にありましたけれども、専門医による検診を考えているということが将来ですか、今行ってないんでしょうが、専門医による検診も考えているというような答弁に感じとったんですが、これは行政と手を組んで専門医に依頼して診察をしていく、そうした機関を設けるということでいいわけですね、今の答弁ですが。専門医による検診も考えているということですが、その答弁です。

それから、目の悪い子は年々ふえていると、私は現実であると思うんです。年々ふえてきているわけです。ですから、今言ったPRの点でも何か答えがちょっと私の質問にそぐわないんですが、今までそうしたときのPRはしていたんですか、それともこれからどういうふうにやっていくわけなんですか。これからその母子手帳を交付する際に新しく何かPRをしていこうということですか。

その点を2つ答えてください。

○民生部長（鈴木　力君）　従来1・6検診、いわゆる1歳6ヵ月検診に

つきましては、保健婦あるいはまた一般の内科医の診察によりまして、目に異常があるのではないかという者に対しましてはさらにペンライト等用いましての内科医による検診を行っておりまして、そこで指導措置をした方がいいという子供に対しましてはそれぞれ専門の眼科医に参りましての診察を受けるようにということでやっておりまして、例えば昨年度の59年度におきましてはそういった者が6名、それから58年度におきましては7名、57年度におきましては8名、目に異常のあった者に対しましての指導措置をいたしております。

先ほど、私が申し上げましたのは、医師会の方からも幼児の眼科のいわゆる集団検診ですか、これを取り上げてみたらという話がございますけれども、集団検診ではやはり検査所が学校の講堂とかあるいは公民館、そういうところでは適切じゃないということで、いわゆる眼科医による施設検診、こういう形で検討してみたらどうかという提言があるわけでございます。保健所等とも相談しておるところでございますが、これからも県あるいはまた専門のお医者さん、あるいは医師会等の意見も聞きまして、検討課題としてこれから考えてみたいというふうに考えておるわけでございます。

○20番（石井武敏君）　ただいま御答弁がありまして、いわゆる目の悪くて発見して治療した人、3年間で6名、9名、8名ですか、これらはだから私が言った、先ほど申し上げました問診表に目つきがおかしいと思って「ある」と書いた人の中から治療した人たちなんです。ひとつこうした施策をぜひ進めていただきたいと思いまして、この件に関しましては要望にとどめまして質問としては終わります。

次に、いわゆる生活資金の貸し付け制度でありますけれども、この件に関しましては現在、市長答弁によりますと、生活保護の運営研究会で研究もされているというように伺いまして、私は市民の方々からさまざまな身近な相談がある中で、こうした種類の、土地や住む家があるのに実際に生活には困る、若い人は面倒を見てくれないという事例が非常に多いわけで、そういう相談があるので、ぜひそれは行政で取り上げられないかと思いまして、質問したわけでございます。

市長答弁によりますと、国の方向を見て、その結果を見て対処してまい

りたいというんですが、その国の方向というのは今何かつかんでいますか。つかんでなかったら構いませんが、国の方向がある程度定まっていれば、それを先取りしてやってもいいというようにさえ私は思うんですが、それくらい市民の要望というもの、需要というものが多いんではないかというように私は感触的に考えておりますので質問するんですが、何かそういった掌握をなさっておりますか。わからなければ、国のことですからしばらく待つでも答えはいいですが、どうですか。

◎民生部長（鈴木　力君）　現在、生活保護制度運営研究会におきまして検討しているということでございますが、その内容につきましては聞いておりません。

◎２０番（石井武敏君）　非常に大事な施策ですから、国の方でそういった施策を考えてるということは全国的な傾向ではないかと私は考えるんです。いわゆる若い人たちは年寄りをあまり面倒を見なくなっているという現実が私はあるんではないか。年寄りは住む家だけ残されてそこでさみしく生活しているという事例が全国的にあるんではないか。だから最近――ことしの１月ですか、そういう研究会で取り上げてきたんではないかと思います。ぜひそういったいき方は掌握をしていただきたいというように思います。非常に大事な施策であるというように私は考えているわけでございますが、この件に関しては質問を終わります。

次に、高齢者の就職をする際の事業所に対する優遇措置はとれないかという質問でありますけれども、この質問は、私は、高齢化社会がやがてくるに違いない、あるいはそう皆さんも思っているし、そういう推移があるわけでございますが、そういった高齢化社会の対応としての一つの提案として行ったわけでございますが、これは高齢化社会に対応するためのいろんな施策の中の一つであろうと私は思うんです。

こうした高齢化社会への対応の施策を考える研究会とか、検討会とか、協議会とかというのは非常に大事じゃないかと思うんですが、高齢化社会のそうした施策を考える機関というのは当市にないように思うわけです。ほかの協議会とかいろいろなものは充実されておりますが、高齢化社会にどのように対応していくかという協議会のあり方につきましてどのようにお考えになっておりますか。お答えいただきたいというように思います。

○民生部長（鈴木　力君）　お答え申し上げます。

高齢化社会への対応として協議会等におきましての検討の場でございますが、現在市の庁内におきましてこれらの問題につきまして積極的な検討をしておるわけでございますが、特に館山市におきます６５歳以上の老人人口というものが国に先がけすでに１５％を超えているこういう状況、問題意識のもとに、庁内に昨年高齢者生きがい対策本部というものを設置いたしまして、各課の職員１０名でもって構成いたしまして、高齢者の生きがい対策についての課題あるいは目標、そのほか具体的施策についての検討がなされてまいりまして、その提言というものがまとめられまして市当局の方へ提案されたわけでございます。

昨年、１カ年の部会の検討結果と提言をさらに具体的に実施、推進するために、本年４月に民生部を中心といたしまして関連課８課の課長、それに従来の専門部会の部員１８名で構成いたします高齢化社会総合対策推進本部というものを設置いたしまして、現在までに総合的な施策を取りまとめ作業中でございます。そういうことでこの庁内におきます推進本部を中心としてさらにこれから具体的な施策の検討をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○２０番（石井武敏君）　今、部長答弁の中に、高齢化社会対策本部ですか、今度新しくできたというような答弁でございます。そこでいろいろと検討もなさるんでしょうが、これは部課長、いわゆる庁舎内の部長を中心とした組織のようでございます。一般の高齢化社会に対して非常にいろんな研究をしたり、あるいは考えを持っている学識経験者がおられると思うんですが、そうした学識経験者を含めた協議会みたいなものはできないんですか。

○民生部長（鈴木　力君）　一般市民の代表者の方々を交えた協議会ということでございますが、これらにつきましては現在までそういう方向で検討はいたしておりません。

ただ、総合計画というものを現在策定中でございますが、総合計画審議会の委員さんのいろいろ高齢化社会に対する御提言等は現在求めているところでございます。

○２０番（石井武敏君）　そうした提言がまとまるのは、いつごろまとま

 りますか。
◎民生部長（鈴木　力君）　高齢化社会総合対策推進部会におきましては先ほど申し上げましたとおり現在具体的な施策につきまして取りまとめ作業中でございまして、一応の素案といたしましては、１０月いっぱいぐらいまでに取りまとめを考えておるわけでございますが、最終的なものはやはり年度内には結論は出したい、このように考えております。
◎２０番（石井武敏君）　高齢者対策本部の方でいろいろな提言や提案を年度内にまとめていきたいということですので、この質問は私は終わります。
次に、教育長にお尋ねいたしますが、学習田ができないかということで質問したわけでございます。市内何カ所かいろいろな方法で実施はされているようでございます。学習田――こうした自然に取り組む、自然との触れ合いを体験させて、その中で情操――いわゆる生徒の教育を行うという、こうした部門の取り扱い方ですが、カリキュラムの中にはどういう形で入っているんでしょうか、非常に私は狭められているように思うんです。もっとのびのびと自然に触れ合う機会をきちんとつくってあげるべきではないかという感触をもつわけでございますが、しかしこれがいろいろと現場の様子を見ますと、カリキュラムの中に授業のいわゆる――非常にそのカリキュラムの中に取り入れにくいといいますか、いわゆるそうした教育を行ってしまうと、自然に触れ合う教育をあまり推進すると、勉強の方がおろそかになる、早く言えば、授業のカリキュラムをこなしきれなくなるというような一つの傾向性みたいなものがあるんではないかというように私考えるんですけれども、教育長の所感をお伺いしたいと思います。
◎教育長（福原　修君）　最近の教育課程の考え方につきましては、非常に学校長の裁量ということが強く打ち出されているわけでございます。地域に根差した、その地域の問題を取り上げての、地域の子供たちの持っておる問題を取り上げての教育ということがそのねらいではないかと思います。そのために、最近ゆとりの時間というものが生まれたわけでございます。いろんな言葉で呼んでおります。学校裁量とか、あるいはゆとりの時間とか、そういうように自由に文部省の指導要領からはずれてもその学校長の判断で自由にできる時間というのが生まれてまいりました。いろいろ

と調べてみますと、その学校裁量の時間でやっておるようでございます。また、理科教育の一環としても行われておるようでございます。

以上でございます。

○２０番（石井武敏君）　教育長の御答弁を承っておりまして、非常に学校長の裁量によってこうした学校外の学習を取り入れる学校とあまり取り入れない学校がある、それは学校長の裁量によるのであるというような感じの御答弁であったように思います。

これはどうかなと私は思うんですが、特に市街地区域の生徒にはそういった自然に触れ合う体験というものが必要ではないか、教育上重要な課題になるんではないか、そういうふうに考えるわけです。今の生徒を客観的に私観察しましても、やはり汗を流して何か物事を行うということ、仕事をするということは全く体験がないわけであります。今の教育の中に一番欠けているものではないかというように私は考えるんです。それは知識的にもいろんな――今は非常に知識も進んでおりますし、メカも進んでおります。そうした点の進みぐあいに反しましてこうした自然に触れ合って情操を養うというような、あるいは汗を流していくという、そういう教育が欠けているというように思うんです。

もう少し具体的にお聞きしたいと思うんですが、いわゆる市街地の学校では実際、今までどういうようなこうした学習行っておりますか、ひとつ例を挙げて説明を願いたいというように思います。

○教育長（福原　修君）　一言で言えば、勤労体験学習とわれわれは呼んでおるわけでございます。勤労を通じまして生きる喜び、育てる喜びといいましょうか、そういうことでございますから、御指摘の農耕等通ずる学習というものは非常に大事に思っているわけでございます。

調査によりますものを申し上げますと、市街地――北条小学校でございますが、若干の畑を持っておりまして、サツマイモをつくりまして、そしてそれを利用して焼き芋パーティをやるとか、あるいは小麦をつくりましてパンづくりやるとか、こういうこともやっております。それから、第３中学校でございますと、草花、野菜――これは菜園の方でございますけれども、そういうものをやりまして、特別活動という時間ございますから、その特別活動の時間を利用してやっているようでございます。いずれにし

ても、各学校長はこの勤労体験学習は極めて大事である、このような認識に立っておって、そして指導にあたっておると私たちは確信をいたしております。

以上でございます。

○20番（石井武敏君）　北条小学校のいわゆるサツマイモを植えて、それを刈り取る作業、これは学習時間内に行っているんですか。

それと、質問を先に進めますと、天体望遠鏡につきましては、これは特に夏に親子サマースクールですか、550人が利用したというような答弁があったと思いますが、現在教育センターに2台集中管理をしているということですが、実際足りないんじゃないでしょうか。望遠鏡の数が足りないんではないでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

それから、教育問題協議会についてでありますが、さまざまな角度から委員会がもたれまして、教育に関して検討、研究されているというように承ります。しかし、ただいまの御答弁からすればいわゆる教育問題研究会とか、いわゆるさまざまな団体がありますが、これらがばらばらに何か行っているように思うんです。そういった団体の人たちが、代表が集まった協議会が必要じゃないか、おのおのの機関の連携を保って意見を集約する場所が必要ではないかと思って私は提言した次第なんです。その点どうでしょうか。

○教育長（福原　修君）　北条小学校は、学校長裁量のいわゆるゆとりの時間に行っております。これは教科から言えば、統合教科としましてあらゆる教科――育てる理科教育からいろいろな技術教育、そういうものを含めてそのような時間に――裁量の時間ですから、いわゆる正規の時間でございます――やっているわけでございます。

それから、天体望遠鏡の件でございますけれども、現在のところ2台ございますが、確かに御指摘のとおり、2台では少ないように教育センターの方からいわれております。型もやや古くなってきたというようにいわれておりますけれども、予算措置の伴うものでございますから、いろいろと研究をいたしたい、こう考えております。

それから、教育問題協議会でございますが、この問題につきましては、われわれといたしましては、教育という問題はわれわれ教育委員会だけが

独自に、自由に、勝手に行動するということは避けたいという気持ちは十分持っているわけでございまして、地域の方々の意見を十分聞きながら、市民の皆さん方の御意見を十分考えながら教育は行わなければならないとこう考えております。したがいまして、できるだけのいろいろな機関と接触しながら、いろいろな御指導いただいておるわけでございまして、現在のこれだけの機関であれば十分に地域の教育問題に関する要請を聞いておる、このように考えておりますものですから、今ここに設置をしたらどうか——現在は設置をする必要はないんじゃないかという気持ちを持っております。

以上でございます。

○２０番（石井武敏君）　ただいま教育長の答弁の中にありましたゆとりの時間というのは実際に年間何時間学校長は持っておるんでしょうか。

それから、天体望遠鏡については、ぜひともこれはふやしていただきたいと思いますし、子供たちのそうした需要にこたえていただきたいというように私は要望します。

○教育長（福原　修君）　ゆとりの時間は、週１時間もしくは２時間ございます。

○議長（流山源次郎君）　暫時休憩いたします。

午後２時３２分　休憩

午後２時５２分　再開

○議長（流山源次郎君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

１番議員神田守隆君。御登壇願います。

（１番議員神田守隆君登壇）

○１番（神田守隆君）　通告をいたしました４点について御質問いたします。

第１点は、元市職員の公金横領事件に関してでございます。

６月定例議会の最終日にこの事件が新聞で報道され、事件が明るみに出ました。その要点は、市職員がコミュニティセンター用地買収の過程で土地代金１７００万円余を着服、横領していたが、この事実に気づいた市長は本人を懲戒処分にせず、依願退職させ、その退職金を横領金の穴埋めに充てていたというものであります。去る８月の臨時議会で、市長らはこの

ような不祥事を起こした管理監督上の非を認め、市長みずからに10分の1の減給4ヵ月間、助役は2ヵ月の懲戒処分をしたとの専決処分を提案し、承認をされました。しかし、横領をした市職員を懲戒処分に付さなかった責任についてはお認めにならなかったわけでございます。したがって、半澤市長が横領の事実を知りながら何らの懲戒処分もせず退職を承認したのは、懲戒権の乱用で違法との住民監査請求が私を含め5人の市民から起こされました。提出先である千葉県市町村総合事務組合監査委員の厳正なる監査を期待するところであります。したがって、私はこの問題についてはこれとは違った面から市長の所信をお尋ねしようとするものであります。

市職員が公金1700万円余を横領しても何らの懲戒もなく、依願退職が認められたという事実は今後の懲戒処分のあり方にとって重大なる事実が残されたと思います。公平の原則に立てば、このような事件の再発防止はどんなに声高に綱紀粛正を言ったところで全く心もとない限りだと思うのは私1人ではないと信じます。こうした事件の再発を防止し、市民の市政に対する信頼を回復するためには、公務員としての重大な不正行為に対するきちんとした懲戒規定を策定することではないかと考えます。もちろん懲戒は市職員の身分上の重大な問題でありますから、その実施にあたっては働く者の立場から市職員組合の意見聴取が事前に行われるべきことは当然であります。こうした立場から次の点についてお尋ねをいたします。

1、これまでの懲戒処分の年度別の件数と内容について御説明をいただきたい。2、また、懲戒規定の策定についてどのように考えておるのかお聞かせください。

第2点は、国民健康保険の各種減免についての問題でございます。

国民健康保険税、いわゆる国保税は、市民にとって大変に重い税金になっています。県下の中でも館山市の国保は1人当たり税額でトップグループになっていますし、政府管掌健康保険との比較では約2倍もの高負担になっている実態が6月議会の質疑で明らかになっております。国民健康保険は他の医療保険に比べ低所得層が含まれることを当然の前提としているために、他の医療保険制度にはない独自の制度として低所得者らに対する国保料、税の減免や一部負担金の減免が制度化されています。国民健康保険には加入者相互の医療保険としての社会保険を基本としながらも、同時

に低所得者層に対する社会福祉という側面をも持っています。この施策は本来、国や自治体の責任であるべきものであります。

館山市国民健康保険税条例第１３条には、「市長は、災害等により生活が著しく困難となった者、その他特別の事情があると認められる者に対し、国民健康保険税を減免することができる」と定めています。この減免の基準を市民に対し明らかにすべきと思うのでありますが、いかがお考えでありますか。

次に、国保には３割負担の一部負担金がありますが、これについて国民健康保険法４４条は減免、徴収猶予の規定を置いています。その権限は市町村長に属するとしています。低所得者が医者にかかった場合を想定して、社会福祉協議会で高額療養費の貸し付けを行っていますが、これとあわせその運用を低所得者に対する福祉施策として実施することを検討されてはどうかと思うのですが、いかがお考えでありますか。税の減免についても、一部負担金の減免についても、低所得者に対する福祉という明確な政策目的がある以上、それを他の加入者の負担で実施すべきではなく、その財源は当面は一般会計から繰り入れるべきものであることは当然であります。

第３点、コミュニティセンター南側からの進入路についてお尋ねをいたします。

コミュニティセンターは、国道１２８号線からの進入路はありますが、ほかには進入路がなく、特に南側方面からは大変に不便であります。自動車を持たない妊婦や乳幼児、お年寄りなどには大変なことであります。ここには保健センターがあり、ゲートボール場も整備されるようでありますから、交通弱者ともいえるこれらの人々の便を考え、南側方面からの進入路を検討すべきではないでしょうか。これまでの御答弁では、将来都市計画道路を整備するのでその中で検討するとのことでありましたが、それではいつのことかはっきりいたしません。とりあえず歩行者道や自転車道程度でよいから南側からの進入路を検討すべきだと思うのでありますが、市長のお考えをお聞かせください。

第４点、国庫補助金等の１割カット継続問題についてであります。

昨年、９月の本議会において全国８割余の地方議会と歩調をあわせ、国庫補助率引き下げによる地方負担転嫁に反対する意見書を決議いたしまし

た。残念なことに昭和６０年度限りということでこのカットは強行されてしまいました。国の財政危機を理由に一方的に地方に負担を転嫁するこのような措置は６１年度以降二度と繰り返すべきではありません。来年度政府予算の編成に向けこれからが正念場かと思います。市長は、補助金カットの継続に反対を表明すべきだと思うのでありますが、この問題についての市長の所信をお聞かせいただきたいと思います。

以上、４点にわたって御質問いたしましたが、御答弁によりまして再質問をさせていただきます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君）　御質問にお答えをいたします。

御質問の大きな第１点の小さな１、これまでの懲戒処分の年度別の件数と内容はどうかという御質問でございますが、過去１５年間の懲戒処分の状況について申し上げます。道路交通違反８件、一般非行４件、事務に関する不正３件の計１５件でございます。処分内容は、停職７件、減給６件、戒告２件でございます。

小さな第２点、懲戒規定の策定についてどう思うかという御質問でございますが、本市におきましては交通事故等に係わる処分の基準については定めてございますが、その他の事項に係る問題につきましては種々のケースが考えられ、基準を設けることは非常に難しく、交通事故以外に係る基準は県内各市においても定めている市はない状況でございますので、現在懲戒規定の策定は考えておりません。

大きな第２点、国民健康保険の減免規定について、その小さな１点、国保税の申請減免基準を明らかにすべきと思うがどうかという御質問でございますが、国民健康保険税の申請減免は地方税法第７１７条の規定により館山市国民健康保険税条例に減免に関する規定を設けてございます。行政実例で「減免はあくまで個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものなので、条例においてはさまざまな減免事由をある程度抽象的な基準として規定せざるを得ないとしても、納税者の総所得金額等の多寡等の画一的な減免基準を設けるのは違法だと考えられる」とされております。したがいまして、当市では申請減免の具体的な適用基準は設けてございませんが、申請のあった場合、申請者の生活状況、担税力等を面接調査し、あ

わせて関係機関の証明、確認等を行い判定をいたしております。
小さな第2点、一部負担金の減免についてどう思うかという御質問でございますが、国民健康保険における一部負担金は定率負担方式を採用し、支払い方法は窓口支払いを原則としておりますが、国民健康保険法第44条第1項で、保険者は、災害等特別の理由で生活が著しく困難となり一部負担金を支払うことができない被保険者に対し減免することができることになっております。
なお、過去に本市の国民健康保険は、一部負担金の減免措置をとった例はございません。
大きな第3点、コミュニティセンター南側からの進入路についてでございますが、昨年の3月議会におきましても同じ趣旨の御質問があり、御答弁申し上げたところでございますが、将来の道路計画として国道127号バイパスに接続しコミュニティセンター敷地内を通り大賀に至る都市計画街路3、4、11号線が計画決定されており、このうち県道館山白浜線と交差する部分までを県事業として実施するよう要請しているところでありますが、この都市計画街路の計画と南側からの進入路とは整合性をもたせる必要がありますので、基本的にはこれが計画を十分見極めた上で対処したいと考えております。
なお、当面南側からのコミュニティセンターへの通行路につきましては、現在進めております最終的なコミュニティセンターの用地造成が完成いたしますと、赤道、市道の一部等を通り市道32号線に通じますので、歩行者、自転車の範囲内であれば付近住民の方々には利用できるものと考えております。
第4でございますが、国庫補助金等の一律カット継続問題について市長は反対を表明すべきと思うがどうかという御質問でございますが、昭和60年度において実施された国庫負担率の引き下げにつきまして、私は、国の財政負担を一方的に地方に転嫁し、地方団体に対して財政負担を求めるような措置の廃止について本年4月26日開催されました県市長会に館山市として提案をいたしました。その後この提案が千葉県提案として5月15日関東市長会の決議を経まして、6月5日開催されました全国市長会に提案され、同総会におきまして全国市長会の名において地方財政の根幹に

係る重大な問題であるので、60年度限りの暫定措置として強く厳守をするよう決議をいたしまして国に要望した次第でございます。

国庫負担率の引き下げは、国と地方との財政秩序を乱し、地方財政の健全性を損う措置でございますので、今後とも削減された負担率の復元に全国市長会を通じまして努力をしてまいります。

答弁を終わります。

◎1番（神田守隆君）　第1点の問題、元市職員の公金横領事件に関する点でありますが、市長は困難性があるので考えない、こういう御答弁で大変残念なことだと思います。

そこで、これまでの懲戒にあたってのどんなような――これまで具体的にどうであったのかということが問題にされなければならぬというふうに思いますので、今、道路交通に関する問題が8件、非行に関する問題が1件、事務の不正に関するものが3件とかということで、非常に早口で御説明あったんで、私の数字や何かまた違っているのかもしれませんので、きちんと、ゆっくりと今の数字についてお教えいただきたいと思います。

◎市長（半澤良一君）　道路交通法違反8件、一般非行4件、事務に関する不正3件、計15件でございます。

◎1番（神田守隆君）　それで、懲戒という場合には当然公平の原則ということが適用されるわけで、これまでどうであったかということが当然の前提とされるわけですね。そうした点から、過去15年間に非行が4件というようなことでありますが、これはどういう内容の非行があったのか、あるいは事務に関する不正の3件というのはどういう内容で、それぞれどういうような処分がされたのかお聞かせ願いたいと思います。道路交通に関する件については結構であります。

◎総務部長（川畑喜代志君）　一般非行の問題とそれから事務に関する不正についての内容を御説明申し上げます。

まず、一般非行でございますけれども、傷害事件1件ございまして、これは処分といたしましては停職3ヵ月、それから対人関係、具体的に申し上げますと異性との関係でございますけれども、これが2件ございまして、減給が10分の1で3ヵ月と1ヵ月、2件ございます。あとの1件は金銭関係、いわゆる公事でない金銭関係で処分を受けまして停職3ヵ月、これ

が一般非行の問題でございます。

それから、事務に関する不正で3件でございますが、これはいずれも金銭にまつわる問題でありまして、うち1件が減給10分の1で3ヵ月、それからあとの2件が減給10分の1で3ヵ月、これが2件ございます。

以上でございます。

○1番（神田守隆君）　懲戒規定について困難性があるというんですが、しかし、私もある民間企業の懲戒規定というものを見さしてもらいましたけれども、具体的にやはりこういう場合には免職だ、こういう場合には停職であるというようなことで、非常に裁量権の幅は大きいなりにもそれなりのやはり規定を持っているんですね。自治体の場合には民間会社そのままいかないということはあるんですが、しかしだからといって全くこうした規定がないという、全く市長の裁量に任せていいものだろうかどうだろうかということについては非常に疑問も感じるわけで、先ほどのお話では困難性があるからというんですが、しかしその困難性についてはそれなりにやはり他の例えば民間において行われているもの等検討するとかというようなことが必要じゃなかろうかなと思うんですが、全く検討の余地はないというふうに今の答弁ではうかがえるんですが、いかがですか。

○総務部長（川畑喜代志君）　本市の場合、交通事故等に関しては規定を設けているわけですが、この場合は類型化というか、定型化し得るということで現在つくっておるわけです。一般のそれ以外の問題につきましての懲戒になりますと、やはりいろいろの内容ございますので、ちょっと累計化できないんじゃないかということで困難だというふうに考えております。

それと、規定を設けるといたしましても、やはり市長が定めるということですから、決めるにしろ、決めないにしろ、規定があるにしろ、ないにしろやはり市長の裁量権の範囲内でなし得るということですので、この問題につきましてはちょっと規定は決めかねるんじゃないかということで考えております。

以上です。

○1番（神田守隆君）　難しいようでありますから、次に移ります。

国民健康保険の各種減免についてでありますが、画一的にやるのは違法だというようなお話ですね。これはどういうような内容での――裁判所の

判例という意味なんですか、それとも行政通達か何かですか。もう少しこの辺についての御説明いただきたいと思います。
○総務部長（川畑喜代志君）　先ほど御答弁申し上げました件でございますけれども、行政実例と申しますか、いわゆる質疑応答集の中で一応違法であるというような言葉が明確にされておりますので、市といたしましては現在そういう基準は設けてございません。

以上です。
◎1番（神田守隆君）　私、手元に全国のこういう具体的な基準を持っている自治体の資料があります。現実にやっている自治体たくさんあるわけです。確かに条例でやっているというところはないようですけれども、指導要綱だとか、あるいは規則だとかというようなことでやっているようであります。

それで、今のお話では、非常に、個々の申請者の担税力について、一体あるのかないのかというのは具体的に判断をするんだ、こういうようなお話でありますから、そうすると、これまで減免というのはどのくらいありましたか。そして、どのようなケースが認められたのかお聞かせを願いたいと思うんですね。

各地のそうした減免の要旨、内款とか、指導要綱みたいなものを読んでみますと、大体災害や盗難にあって資産の多くを失ったケース、これはどのくらい失った場合かというのは具体的にまたあるわけですけれども、あるいは疾病や負傷で収入減となり、多大の医療費がかかったということで生活の困窮を来したとか、あるいは——ここらがまた問題になるわけですが、失業あるいは休、廃業、こういうことによって収入がなくなった、こういうようなケースであるとか、その他所得が前年度に比べて急激に減少した、こういうようなケースだとか、その他の事情で生活保護基準に見合うような最低生活の維持が困難になっただとか、具体的にそれぞれのケースについてこういうもので判断するんだというような基準もそれぞれ示されているわけなんですが、館山市の場合にこうした具体的な担税力に沿って判断をしてきたこれまでのケースというのはどんなふうになりますか。
○総務部長（川畑喜代志君）　申請減免の具体的な内容と件数ということでございますけれども、59年度中の減免申請を見てみますと、23件の

申請ございまして、全部認めたわけでございますが、この減免額がトータルで９０万３０８０円ということになっております。６０年度、今年度ですけれども、現在まで１８件申請ございまして、額といたしましては９４万５５８０円という数字になっております。

それから、具体的な申請の内容、いわゆる事由でございますけれども、今、神田議員言われましたように病気であるとか、あるいは事業不振などによる生活困窮であるとか、あるいは納税者が行方不明になったとか、そういうような例が数多く見受けられます。

手元に１件具体的な減免申請書を持ってまいりましたので、ちょっと読み上げてみますが、高血圧で倒れ、離職後、現在は年金による生活であるが２名の子供――高校生、中学生を抱え、母親と妻との５人生活ではどうしようもないので、国民健康保険税の減免をお願いしたいということで、やはり申請される方はそれ相当の生活困窮を訴えておられるという状況になっております。

以上です。

○１番（神田守隆君）　それなりに件数が――５９年度２３件、そして６０年度今までのところで１８件ということですからさらにふえる。今の国民健康保険税をめぐる非常にいろんな議論あるわけですけれども、こうした低所得者層の中でも非常な重税感が反映されているんじゃないか、したがって今後ともこうした点について非常にふえてくる、件数も今後伸びてくるんじゃなかろうかというような懸念も感じるわけで、それだけにああいうケースは認めた、こういうケースは認めないというようなことで、非常に行政側としてもある程度のやはり考え方、そうしたものについての非常に統一的な基準みたいなものをおそらく考えられてるんじゃないかというふうに思うんですが、あるいは検討の必要があるんじゃないかなと、それは公表するかしないかという問題現在のところ別としましても、一定の内容があろうかと思うんですが、その辺いかがですか。

○総務部長（川畑喜代志君）　明確な基準を設けるかどうかということでございますけれども、現在のところ明確に基準ということでの基準は考える気持ちはございませんけれども、やはり今までの実例等勘案いたしまして今後ともそういうような減免申請については当たっていくということに

なろうかと思います。

以上です。

◎１番（神田守隆君）　市長さんにお伺いしたいんですが、国民健康保険の制度ですから、社会保険という立場から保険者が負担するというのが前提だろうと思うんです。したがって、そういう立場に立ちますと個々の加入者――保険者というのはちょっと言葉があれでしたね、国民健康保険の加入者がそうした負担をするというのが、お互いに負担し合う相互扶助というのが国民健康保険の大原則だろうと思うんです。

しかしながら、国民健康保険というのは、もうどうしてもこうした低所得層を含むということが前提とされているだけに、こうした――今具体的なお話ございました、そうした中で約１００万弱というようなお金が減免措置がされているということでありますが、本来こうしたものというのは、やはり生活保障というような趣旨から、国が最低生活の保障という立場から本来負担すべきであろう、あるいは自治体が負担するべきであろうというふうに思うんですが、こうした申請減免の負担の内容について私は当面は一般会計からの繰り入れや何か考えなきゃいかぬのじゃないかと思うんですが、こういう負担のあり方についてはどうお考えですか。

◎市長（半澤良一君）　国民健康保険の本来の趣旨、相互扶助という立場から、やはりほかの被保険者が負担すべきだと考えております。

◎１番（神田守隆君）　それは大原則の話なんですけれども、それじゃ市長さんお伺いするんですが、ほかの例えば医療保険ありますね、政府管掌健保にしても何にしても、こうした減免制度というのはもともとないわけです。国保の独自の制度として申請減免制度というのがあるわけです。なぜ国保だけがこんな減免制度をあえて持つのかというのは、やはり低所得者に対する措置というものが含まれる、そうした低所得者に対する福祉施策としての側面が一面あるんじゃなかろうか、こういうふうに思うんです。だからこそ一般会計からの繰り入れをその点については必要じゃないかというふうに私は思うわけなんです。こうした他の医療保険制度と国民健康保険制度のこの問題についての差異についてどのようにお考えですか。

◎市長（半澤良一君）　この減免制度が弱者に対する、低所得者に対する救済規定であることはおっしゃるとおりだと思いますけれども、それによ

って生じるマイナスを誰が負担するかということはこれはまたおのずから別の問題だろうと思います。
◎1番（神田守隆君）　それはおのずから別の問題だと言うんですが、ほかの医療保険制度にはないわけですよ。なぜ国保だけあるんですか、これはやはりそうした福祉というような側面から低所得に対する保障をしなければならぬという、こういうものが国保には含まれているからこそなんじゃないですか。
◎市長（半澤良一君）　見解の相違だと思います。
◎1番（神田守隆君）　見解の相違だというふうに言われちゃうと、あと何言っていいのかわかりませんけれども、確かに見解の相違なんですが。いずれにしましても、国保がそういう意味でもやはり論議が必要だろうというようなことだろうと私も思うわけであります。
　3割負担の問題でありますが、一応国民健康保険には医者にかかった場合の3割負担という制度があるわけで、高額にわたった場合には社会福祉協議会からお金貸してくれるという制度があるわけです。しかし、3万円ですか、あるいは5万1000円ですか、そういう自己負担分というのは負担しなきゃならない。しかし、国保の法律をひもといてみると、これについても減免ができますよ、あるいは徴収猶予ができますよという制度が低所得者に対する保障措置としてあるんです。ところが館山市の国保始まって以来1件もこれが今までないんだそうですね。それもどうしてなのかなという、そういう制度があること自身が十分周知されていないということもあろうかと思いますが、高額療養費の貸し付けを受けるというのは医療費の負担が困るからとりあえず貸してもらって、貸し付けを受けているんだろうと思うんですね。57年度が12人、58年度が6人、59年度が5人ということで市の資料を見ますとあるわけなんです。おそらくこうした方々はこの一部負担金の問題についてもやはり何か、一部負担金ぐらいならという方もありましょうけれども、この中の方の中には実は一部負担金も大変なんだというような事情の方もたくさんおられるんじゃないか、こういうふうな懸念を持つわけです。そうした点でこうした高額療養費の貸し付けとあわせてこうした一部負担金の減免あるいは徴収猶予の制度についての趣旨の徹底なりを図ることがやはり低所得者に対する福祉施策と

して大事なんじゃないか、こんなふうに思うんですが、いかがですか。

◎民生部長（鈴木　力君）　一部負担金の支払い責務というものは、国民健康保険法の第４２条の１項によりまして一部負担金の窓口払いの原則が確立されておりまして、被保険者は療養の給付に要する費用の通例３割というものを療養取り扱い機関に支払いしなければならない、こういうふうになっているわけでございまして、一部負担金の支払い責務というものは被保険者自身で――ということが法律上明確になっているおるわけでございます。こういうことからも法律上の建前から一部負担金の減免につきましてはいたずらに行うべきではないというふうにいわれておるわけでございます。

◎１番（神田守隆君）　いたずらに行っては困るんですけれども、しかし、現実的に高額療養費の貸し付けに来る方はやはり困るから貸し付けを受けるわけでしょう。こういう方にはこういう制度もありますよ、一部負担金についても減免の措置がありますよ、それは具体的にはいろいろな判断がありましょうけれども、そういうことを紹介したりするということはしないんですか。

◎民生部長（鈴木　力君）　高額療養費につきましては、社会福祉協議会におきまして、便宜、貸し付けを行っておるわけでございますが、一般的な一部負担金と高額療養の場合の負担は同じでございますけれども、今後におきましてはやはり高額療養費に対する貸し付けだけを考えて実施をしたい、このように考えておるわけでございます。

◎１番（神田守隆君）　また、見解の相違になるんかと思うんですが、基本的にはやはり国民健康保険というのはどうしても低所得層を含むというようなことでありますから、その低所得層に対する各種の減免について、減免措置したその財源相当分を他の加入者が負担するというのもこれも筋が通らぬ。したがって、そうした減免措置というのは本来国やあるいは自治体が行う低所得者に対する社会福祉として考えていくべきではないか、こういうようなことからお金の出し方はどういうふうにあるかいろいろ問題があろうかと思うんですけれども、こうした今の減免の制度というのは現実に国保制度の中にあるわけですから、それに着目しながら検討をするべきじゃなかろうか、こういうふうに思うんですが、大分見解が違うよう

ですから、また別の機会に検討いただきたいと思います。

次に、コミュニティセンター南側からの進入路についてでありますが、これについては市道32号線につながる赤道等の整備を行うんだというふうなことで、特に交通の面から自転車だとか、あるいは徒歩でコミュニティセンターに行くには大変今まで不便だった方々がこれによってほっとするんじゃなかろうかなと思うんですが、具体的にこれは今年中ぐらいにこうしたことは具体化できるというふうにみてよろしいんですか。

◎市長公室長（斎藤武男君）　最終的なコミュニティセンターの造成の関係でございますが、先ほど市長から御答弁申し上げましたように、一応工期は3月ということでございますが、赤道の改修ではございませんで、赤道があるということでございます。それから、市道の一部があるということでございます。それを通りまして、市道32号線に通ずる道路ということでございますので、一応明年の3月コミュニティセンターの造成完了しますとこの道が通れるというようなことでございます。

◎1番（神田守隆君）　ちょっと不勉強で申しわけないんですが、市道32号線につながるといいますと、もう少し具体的にこの赤道と32号、あるいは市道、こうしたもののつながりからいくとどういうふうにその道が進入路という形で確保されるというふうに考えていいものか、もう少し御説明いただきたいと思います。

◎市長公室長（斎藤武男君）　まず、市道32号線でございますが、蛭子神社がございます、蛭子神社から大網にあたりますところが市道32号線でございます。それで今コミュニティセンターがやっておりますのが、市内企業が宅地造成をしておりますところの道路指定位置というようなことで準公道の役割を果たしておるわけでございますが、赤道と市道の一部がそれに接続するわけでございます。したがいまして、57年の南町青年館で地元の方々と造成についての打ち合わせをした段階では、ここは一般に通行道路になっては困るというようなお話もあったわけでございますけれども、その後コミュニティセンター道路というような、ちょっと態度が変わっておりまして、車以外であるならば一応通れるというような感触を得ているわけでございます。

◎1番（神田守隆君）　大体わかりました。

国庫補助金等の１割カット継続問題について、市長さんが努力されているということは大変よくわかりました。この問題は執行部側だけじゃなくて議会の立場からも全国議長会等を通じまして、さまざまの予算折衝の局面等で全国議長会などでもいろいろ折衝しているようでありますが、地方６団体力をあわせながらこうした国庫補助金の１割カットが継続されるようなことが絶対ないように、そして地方自治体に対する一方的な負担転嫁というようなことが二度と繰り返されないように市長においても今後とも御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（流山源次郎君）　以上で１番議員君の質問を終わります。

以上で通告者による一般質問を終わります。

散　　会　午後３時３５分

○議長（流山源次郎君）　本日の会議はこれにて散会といたします。

次会は明９月１８日午前１０時開会とし、その議事は各議案の審議といたします。

なお、この際申し上げます。決算についての質疑通告締め切りは９月１８日正午まででありますので、申し添えます。

○本日の会議に付した事件

１　行政一般通告質問